

# 新居浜市国民保護計画

(資料編)

令和5年3月

新居浜市

## 目 次

国民保護に関する用語	1
資料 1-1-ア 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関	5
資料 1-1-イ 指定地方公共機関	8
資料 1-2 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む。）	9
資料 1-3 市内関係機関	10
資料 1-4 県内市町国民保護担当部署	11
資料 1-5 消防機関	12
資料 1-6 警察機関	13
資料 1-7 石油コンビナート等施設に関する資料	14
資料 2-1 市各部局の国民保護に係る平素の業務（抜粋）	15
資料 2-2 地域防災計画における関係機関等との協定一覧	16
資料 2-3 安否情報報告書	22
資料 2-4 被災情報の報告様式	23
資料 2-5 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料	24
資料 2-5-ア 市の人口・世帯数	24
資料 2-5-イ 避難経路として想定される道路・海路のリスト	24
資料 2-5-ウ 輸送力のリスト	25
資料 2-5-エ 輸送施設のリスト（ヘリポート）	27
資料 2-5-オ 避難施設のリスト	28
資料 2-5-カ 備蓄物資のリスト	30
資料 2-6 市対策本部において集約・整理すべき救援に関する基礎的資料	31
資料 2-6-ア 市内関係医療機関のリスト	31
資料 2-6-イ 火葬場のリスト	35
資料 3-1 消防本部庁舎が被災し使用不能な場合の代替施設	35
資料 3-2 市対策本部の組織機構及び組織の機能	36
資料 3-3 関係報道機関一覧	42
資料 3-4 避難実施要領（一例）	43
資料 3-5 安否情報照会書	52
資料 3-6 安否情報回答書	53
資料 3-7 特殊標章	54
資料 3-7-ア 様式第1号（第4条関係）特殊標章等の交付をした者に関する台帳	55
資料 3-7-イ 様式第2号（第4条関係）特殊標章等に係る交付申請書	56
資料 3-7-ウ 様式第3号（第9条関係）特殊標章再交付申請書	57
資料 3-7-エ 様式第4号（第10条関係）身分証明書	58
資料 3-7-オ 様式第5号（第12条関係）身分証明書再交付申請書	60
新居浜市国民保護協議会条例	61
新居浜市国民保護協議会委員	62

## 国民保護に関する用語

(法令名等)

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 【平成16年法律第112号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 【平成16年政令第275号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令【平成17年総務省令第44号】
ジュネーヴ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。 • 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】 • 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約【第二条約】 • 捕虜の待遇に関する条約【第三条約】 • 戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】 • 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第一追加議定書】 • 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第二追加議定書】
国民の保護に関する基本指針	国民保護法の適切かつ円滑な執行を図るため、国民保護法第32条に基いて策定され、国としての国民保護措置の実施に関する基本的な方針を示すとともに、指定行政機関及び都道府県が国民の保護に関する計画（国民保護計画）を、指定公共機関がその国民の保護に関する業務計画（国民保護業務計画）を作成する際の基準となるべき事項等を定めた指針【平成17年3月閣議決定】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 【平成16年法律第114号】
買い占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 【昭和48年法律第48号】
救援の程度及び方法の基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準【平成25年内閣府告示第229号】
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律【平成15年法律第79号】
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令【平成15年政令第252号】

(住民関連)

用語	意義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。 【災害対策基本法第8条】
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものをいう。【災害対策基本法第49条の10】
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 【災害対策基本法第5条第2項】

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。【事態対処法第1条】
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。【事態対処法第22条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。【国民保護法第2条】
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。【国民保護法第183条】
存立危機事態	我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。【事態対処法第2条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
NBC攻撃	核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) 又は化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は、都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動【自衛隊法第78, 91条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動【自衛隊法第76条】
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第5条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合又は、国の対策本部長から同条第2項の求めがあつた場合に、内閣総理大臣の承認を請け実施する、国民保護措置等のための部隊等の派遣【自衛隊法第77条の4】
緊急対処事態対処方針	政府の定める緊急対処事態に関する対処方針【事態対処法第22条】

(避難、救援等関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第52条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。【国民保護法第52条】
関係近接要避難地域	知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。【国民保護法第54条第1項】
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。【国民保護法第58条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。）【国民保護法第139条】
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいう。（本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。）【国民保護法第141条、第171条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置（①侵害排除、②国民保護（武力攻撃災害復旧は含まない。））をいう。【事態対処法第2条】
国民保護措置 (国民の保護のための措置)	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置（武力攻撃災害復旧を含む。）をいう。【国民保護法第2条】
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関もしくは指定地方公共機関が、法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関して国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。【国民保護法第172条】
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。【国民保護法第94条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。【国民保護法第79条】
物資 (救援の実施に必要な物資)	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）をいう。【国民保護法第81条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。【国民保護法第81条】
通信輻輳	輻輳とは、通信アクセスが、集中したときなどに起こる現象のこと。 チケットの申込みや、災害発生のときに起こりやすい通信網の渋滞を指して使われる。ふくそうと読む。

(関係機関、施設関連)

用語	意義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。【事態対処法第2条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関</li> <li>・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関</li> <li>・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関</li> <li>・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関</li> </ul>
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第2条】
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第2条】
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。【国民保護法第2条】
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
緊急消防援助隊	災害発生市町村の消防の応援又は支援に関して、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事からの要請や、消防庁長官が必要と認めたときの指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。【消防組織法第45条】
生活関連等施設	武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。【国民保護法第102条】
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。【国民保護法第98条】
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。【国民保護法第63条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。【国民保護法第64条】

(原子力災害関連)

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。【国民保護法第105条】
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。【国民保護法第105条】

資料1-1-ア 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関

指定行政機関			
1	内閣府	18	厚生労働省
2	国家公安委員会	19	農林水産省
3	警察庁	20	林野庁
4	金融庁	21	水産庁
5	消費者庁	22	経済産業省
6	デジタル庁	23	資源エネルギー庁
7	総務省	24	中小企業庁
8	消防庁	25	国土交通省
9	法務省	26	国土地理院
10	出入国在留管理庁	27	観光庁
11	公安調査庁	28	気象庁
12	外務省	29	海上保安庁
13	財務省	30	環境省
14	国税庁	31	原子力規制委員会
15	文部科学省	32	防衛省
16	スポーツ庁	33	防衛装備庁
17	文化庁		

指定地方行政機関			
1	沖縄総合事務局	14	産業保安監督部
2	管区警察局	15	那覇産業保安監督事務所
3	総合通信局	16	地方整備局
4	沖縄総合通信事務所	17	北海道開発局
5	財務局	18	地方運輸局
6	税関	19	地方航空空局
7	沖縄地区税関	20	航空交通管制部
8	地方厚生局	21	管区気象台
9	都道府県労働局	22	沖縄気象台
10	地方農政局	23	管区海上保安本部
11	北海道農政事務所	24	地方環境事務所
12	森林管理局	25	地方防衛局
13	経済産業局		

指定公共機関			
1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術安全研究所	13	独立行政法人水資源機構
2	国立研究開発法人建築研究所	14	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
3	独立行政法人国立病院機構	15	日本銀行
4	国立研究開発法人産業技術総合研究所	16	日本赤十字社
5	独立行政法人情報処理推進機構	17	日本放送協会
6	国立研究開発法人情報通信研究機構	18	広域的運営推進機関
7	国立研究開発法人森林研究・整備機構	19	東日本高速道路株式会社
8	国立研究開発法人水産研究・教育機構	20	首都高速道路株式会社
9	国立研究開発法人土木研究所	21	中日本高速道路株式会社
10	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	22	西日本高速道路株式会社
11	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	23	阪神高速道路株式会社
12	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	24	本州四国連絡高速道路株式会社

**指 定 公 共 機 関**

25	新関西国際空港株式会社	73	商船三井フェリー株式会社
26	中部国際空港株式会社	74	新日本海フェリー株式会社
27	成田国際空港株式会社	75	太平洋フェリー株式会社
28	北海道旅客鉄道株式会社	76	阪九フェリー株式会社
29	四国旅客鉄道株式会社	77	マルエーフェリー株式会社
30	日本貨物鉄道株式会社	78	宮崎カーフェリー株式会社
31	東京地下鉄株式会社	79	J R九州バス株式会社
32	日本郵便株式会社	80	ジェイアール四国バス株式会社
33	日本電信電話株式会社	81	ジェイアール東海バス株式会社
34	東日本電信電話株式会社	82	ジェイアールバス関東株式会社
35	西日本電信電話株式会社	83	ジェイアールバス東北株式会社
36	一般財団法人海上災害防止センター	84	ジェイアール北海道バス株式会社
37	沖縄電力株式会社	85	中国ジェイアールバス株式会社
38	株式会社 J E R A	86	西日本ジェイアールバス株式会社
39	関西電力株式会社	87	小田急バス株式会社
40	関西電力送配電株式会社	88	神奈川中央交通株式会社
41	九州電力株式会社	89	近鉄バス株式会社
42	九州電力送配電株式会社	90	京王電鉄バス株式会社
43	四国電力株式会社	91	京成バス株式会社
44	四国電力送配電株式会社	92	京阪バス株式会社
45	中国電力株式会社	93	京浜急行バス株式会社
46	中国電力ネットワーク株式会社	94	国際興業株式会社
47	中部電力株式会社	95	西鉄バス株式会社
48	中部電力パワーグリッド株式会社	96	東急バス株式会社
49	中部電力ミライズ株式会社	97	東都観光バス株式会社
50	東京電力エナジーパートナー株式会社	98	東武バスセントラル株式会社
51	東京電力パワーグリッド株式会社	99	南海バス株式会社
52	東京電力ホールディングス株式会社	100	日本交通株式会社
53	東京電力リニューアブルパワー株式会社	101	阪急バス株式会社
54	東北電力株式会社	102	阪神バス株式会社
55	東北電力ネットワーク株式会社	103	三重交通株式会社
56	北陸電力株式会社	104	名阪近鉄バス株式会社
57	北陸電力送配電株式会社	105	佐川急便株式会社
58	北海道電力株式会社	106	西濃運輸株式会社
59	北海道電力ネットワーク株式会社	107	日本通運株式会社
60	電源開発株式会社	108	福山通運株式会社
61	電源開発発送変電ネットワーク株式会社	109	ヤマト運輸株式会社
62	日本原子力発電株式会社	110	ANAウイングス株式会社
63	大阪瓦斯株式会社	111	株式会社A I R D O
64	大阪ガスネットワーク株式会社	112	株式会社スターフライア
65	西部瓦斯株式会社	113	株式会社ソラシドエア
66	東京瓦斯株式会社	114	スカイマーク株式会社
67	東京ガスネットワーク株式会社	115	全日本空輸株式会社
68	東邦瓦斯株式会社	116	日本航空株式会社
69	東邦ガスネットワーク株式会社	117	日本トランസオーシャン航空株式会社
70	オーシャントランｽ株式会社	118	九州旅客鉄道株式会社
71	株式会社フェリーさんふらわあ	119	東海旅客鉄道株式会社
72	株式会社名門大洋フェリー	120	西日本旅客鉄道株式会社

**指 定 公 共 機 関**

121	東日本旅客鉄道株式会社	145	株式会社N T T ドコモ
122	小田急電鉄株式会社	146	朝日放送テレビ株式会社
123	近畿日本鉄道株式会社	147	株式会社C B C テレビ
124	京王電鉄株式会社	148	株式会社T B S テレビ
125	京成電鉄株式会社	149	株式会社テレビ朝日
126	京阪電気鉄道株式会社	150	株式会社テレビ東京
127	京浜急行電鉄株式会社	151	株式会社フジテレビジョン
128	相模鉄道株式会社	152	株式会社毎日放送
129	西武鉄道株式会社	153	関西テレビ放送株式会社
130	東急電鉄株式会社	154	中京テレビ放送株式会社
131	東武鉄道株式会社	155	東海テレビ放送株式会社
132	名古屋鉄道株式会社	156	名古屋テレビ放送株式会社
133	南海電気鉄道株式会社	157	日本テレビ放送網株式会社
134	西日本鉄道株式会社	158	読賣テレビ放送株式会社
135	阪急電鉄株式会社	159	朝日放送ラジオ株式会社
136	阪神電気鉄道株式会社	160	大阪放送株式会社
137	井本商運株式会社	161	株式会社M B S ラジオ
138	川崎近海汽船株式会社	162	株式会社C B C ラジオ
139	近海郵船株式会社	163	株式会社T B S ラジオ
140	栗林商船株式会社	164	株式会社日経ラジオ社
141	琉球海運株式会社	165	株式会社ニッポン放送
142	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	166	株式会社文化放送
143	K D D I 株式会社	167	東海ラジオ放送株式会社
144	ソフトバンク株式会社		

資料1－1－イ 指定地方公共機関

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号
四国ガス(株)	総務部庶務 グループ	今治市南大門町 2-2-4	0898-32-4500
伊予鉄道(株)	総務部庶務課	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222
(一社)愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町 1-7-4	089-931-4094
(一社)愛媛県トラック協会	業務部	松山市井門町 1081-1	089-957-1069
石崎汽船(株) (愛媛県旅客協会)	安全統括管理者 運航管理者	松山市高浜町 5-2259-1 松山観光港ターミナル内	089-951-0128
(一社) 愛媛県医師会	総務課	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582
(一社) 愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町 2-6-2	089-933-4371
(一社) 愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165
(公社)愛媛県看護協会	事務局	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287
南海放送(株)	総合企画局	松山市本町 1-1-1	089-915-3333
(株)テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町 119	089-943-1111
株式会社あいテレビ	総務部	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121
(株)愛媛朝日テレビ	総務局	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600
(株)エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111
(株)愛媛CATV	総務部	松山市大手町 1-11-4	089-943-5029
今治シーエーティーブイ(株)	技術部	今治市南大門町 2-1-2	0898-22-0001
宇和島ケーブルテレビ(株)	営業技術部	宇和島市丸之内 5-4-7	0895-24-3939
(株)ハートネットワーク	業務局総務課	新居浜市坂井町 2-3-17	0897-32-7777
(株)ケーブルネットワーク西瀬戸	制作・編成部	大洲市徳森 248	0893-25-0212
(株)四国中央テレビ	総務部	四国中央市三島宮川 4-6-48 愛媛新聞宇摩支社 2F	0896-24-0130
西予CATV株式会社	総務営業課	西予市宇和町卯之町 2-449	0894-62-7811
(一財)八西CATV	事務局	西宇和郡伊方町川永田甲 1534-1	0894-38-2211
(株)愛媛新聞社	総務企画局 総務部	松山市大手町 1-12-1	089-935-2132
(福)愛媛県社会福祉協議会	経営管理課	松山市持田町 3-8-15	089-921-8344

資料1－2 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む。）

名 称	連絡窓口	所 在 地	上段：電話番号 下段：FAX番号
中国四国管区警察局 (四国警察支局)	総務監察・広域調整部	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-821-3111 087-821-3122
四国総合通信局	総務課	松山市味酒町2-14-4	089-936-5010 089-936-5007
四国財務局 (松山財務事務所)	総務課	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185 089-921-8392
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	総務課	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-9565 087-822-6299
愛媛労働局	総務部総務課	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200 089-935-5210
中国四国農政局 (愛媛県拠点)	地方参事官室	松山市宮田町188 松山地方合同庁舎	089-932-1177 089-932-1872
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	総務グループ	松山市朝美2-6-32	089-924-0550 089-924-0598
四国経済産業局	総務企画部 総務課	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8503 087-811-8549
四国地方整備局 (松山港湾・空港整備事務所)	工務課	松山市海岸通2426-1	089-951-0163 089-946-8010
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	総務・企画観光部門	松山市森松町1070	089-956-9957 089-957-9035
大阪航空局 (松山空港事務所)	総務課	松山市南吉田町	089-972-0319 089-973-1056
大阪管区気象台 松山地方気象台	防災管理官室	松山市北持田町102	089-933-3610 089-943-6250
第六管区海上保安本部 (新居浜海上保安署)	警備救難係	新居浜市西原町2-7-55	0897-32-0118 0897-33-4999
中国四国防衛局	総務部総務課	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-223-8284
陸上自衛隊第14旅団	中部方面特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911 089-975-0099
海上自衛隊 呉地方総監部	防衛部	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511 0823-22-5692
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 (内) 2348

**資料1－3 市内関係機関**

名 称	連絡窓口	所 在 地	電話番号
新居浜市社会福祉協議会	総務課	新居浜市高木町 2-60	0897-32-8129
四国旅客鉄道株式会社新居浜駅	—	愛媛県新居浜市坂井町 2-3	0897-37-2717
愛媛県トラック協会新居浜・西条支部	事務局	新居浜市新田町 3-6-33	0897-33-1089
株N T T フィールドテクノ 愛媛設備部 フィールドサービスセンター 新居浜ユニット	—	新居浜市繁本町 2-2	0897-36-8030
四国電力送配電株式会社 新居浜支社	総務課	新居浜市繁本町 9-32	0897-33-2003
(一社) 新居浜市医師会	事務局	新居浜市 庄内町 4-7-54	0897-33-4096
日本通運株式会社 四国支店新居浜営業課	—	新居浜市多喜浜 6-10-3	0897-46-2000
新居浜地区協同防災協議会	事務局	新居浜市惣開町 5-1	0897-37-1730
えひめ未来農業協同組合	総務 リスク課	新居浜市田所町 3-63	0897-37-1004
愛媛県漁業協同組合新居浜支所	事務局	新居浜市清水町 14-98	0897-33-9391
新居浜建設業協同組合	事務局	新居浜市北新町 2-37	0897-37-2605
新居浜市管工事業協同組合	事務局	新居浜市八雲町 3-29	0897-33-1642
瀬戸内運輸株新居浜営業所	—	新居浜市新田町 2-2-17	0897-33-9199
鹿森ダム管理事務所	—	新居浜市立川町広瀬 635-3	0897-41-6438
別子ダム管理所	—	新居浜市別子山	0897-64-2021

**資料1－4 県内市町国民保護担当部署**

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
松山市	総合政策部危機管理課	松山市二番町4-7-2	089-948-6794
今治市	総務部防災危機管理課	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1558
宇和島市	総務企画部危機管理課	宇和島市曙町1	0895-49-7006
八幡浜市	総務企画部総務課危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
西条市	経営戦略部危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-1742
伊予市	総務危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111
四国中央市	総務部防災まちづくり推進課	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6934
西予市	総務部危機管理課	西予市宇和町卯之町3-434-1	0894-62-6491
東温市	総務部危機管理課	東温市見奈良530-1	089-964-2001
上島町	消防本部消防防災課	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4188
久万高原町	総務課危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111
松前町	総務部危機管理課	伊予郡松前町大字筒井631	089-985-5103
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-6110
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111
伊方町	総務課	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211
松野町	防災安全課	北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1111
鬼北町	危機管理課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0131

資料1－5 消防機関

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	上段：電話番号 下段：FAX 番号
松山市消防局	総務課	松山市本町 6-6-1	089-926-9104 089-926-9144
今治市消防本部	防災対策課	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666 0898-32-0119
新居浜市消防本部	消防総務課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-34-0119 0897-34-1189
西条市消防本部	警防課	西条市新田 183-1	0897-56-0250 0897-55-0180
四国中央市消防本部	警防課	四国中央市中曾根町 500	0897-28-6933 0896-23-6614
西予市消防本部	消防総務課	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-4700 0894-62-3780
東温市消防本部	警防係	東温市横河原 1376	089-964-5210 089-964-5503
上島町消防本部	総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-3166 0897-77-4111
久万高原町消防本部	消防課	上浮穴郡久万高原町下野尻甲 33	0892-21-2411 0892-21-2656
愛南町消防本部	消防課	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0119 0895-73-1119
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	総務課	八幡浜市松柏丙 796	0894-22-0119 0894-22-5227
伊予消防等事務組合 消防本部	総務係	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119 089-983-4311
宇和島地区広域事務組合 消防本部	総務課	宇和島市丸の内 5-1-18	0895-22-7539 0895-24-7662
大洲地区広域消防事務組合 消防本部	総務課	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119 0893-24-4583

**資料1－6 警察機関**

機 関 名	所 在 地	電話番号
警察本部 (警備部警備課)	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110
警察学校	伊予郡松前町西古泉 646	089-984-1405
運転免許センター	松山市勝岡町 1163-7	089-934-0110
四国中央警察署	四国中央市三島中央 5-4-20	0896-24-0110
新居浜警察署	新居浜市久保田町 3-9-8	0897-35-0110
西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110
西条西警察署	西条市壬生川 124-1	0898-64-0110
今治警察署	今治市旭町 1-4-2	0898-34-0110
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲 4639-1	0897-72-0110
松山東警察署	松山市勝山町 2-13-2	089-943-0110
松山西警察署	松山市須賀町 5-36	089-952-0110
松山南警察署	松山市北土居町 3-6-17	089-958-0110
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万 542-4	0892-21-0110
伊予警察署	伊予市下吾川 960	089-982-0110
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬 2-1-5	0894-22-0110
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4-659	0894-62-0110
宇和島警察署	宇和島市並松 2-1-30	0895-22-0110
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城 2982-2	0895-72-0110

資料1－7 石油コンビナート等施設に関する資料

特 定 事 業 所	種 別	所 在 地	敷地面積 (m <sup>2</sup> )
住友化学(株)愛媛工場 (新居浜地区)	第1種 レイアウト	新居浜市惣開町5-1	1,911,998
住友化学(株)愛媛工場 (菊本地区)	第1種 レイアウト	新居浜市菊本町1-10-1	982,859
住友化学(株)愛媛工場 (大江地区)	第1種 レイアウト	新居浜市大江町1-1	459,106
住友共同電力(株) (新居浜西火力発電所)	第2種	新居浜市磯浦町16-5	170,669
住友共同電力(株) (新居浜東火力発電所)	第2種	新居浜市菊本町1-10-2	46,944
住友金属鉱山(株)別子事業所	第2種	新居浜市西原町3-5-3	296,340
日本エイアンドエル(株)愛媛工場	第2種	新居浜市菊本町2-10-2	65,265
住友共同電力(株) (新居浜北火力発電所)	第2種	新居浜市惣開町5-1	24,273
新居浜LNG(株)	第2種	新居浜市惣開町5-1	45,527

資料2－1 市各部局の国民保護に係る平素の業務（抜粋）

部局名	業務
企画部	1 行政組織に関すること 2 財政及び予算に関すること 3 報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関すること 4 情報システムの確保に関すること 5 文化財の保護に関すること
総務部	1 特殊標章に関すること 2 訴訟、不服申立て及び直接請求の処理に関すること 3 情報公開の総合調整に関すること 4 職員の非常招集その他勤務に関すること 5 市有財産及び庁舎の管理に関すること 6 庁用自動車の管理に関すること 7 市税の賦課、徴収に関すること
福祉部	1 国民保護措置の救援に関すること 2 国民健康保険料・介護保険料の賦課及び収納に関すること 3 ボランティア活動調整の協力に関すること 4 要配慮者の総合的支援に関すること 5 医療救護班の編成及び救護所の開設に関すること 6 医療資機材及び薬品等の調達に関すること 7 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること 8 防疫活動に関すること 9 死体の検案等処理に関すること 10 福祉避難所との連絡調整に関すること
市民環境部	1 ボランティア及び民間非営利団体に関すること 2 食料品・生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関すること 3 安否情報の提供体制の整備に関すること 4 国民保護計画に関すること 5 国民保護協議会の運営に関すること 6 国民保護法に係る訓練、研修の総括に関すること 7 国民保護法に係る広報、啓発の総括に関すること 8 避難物資等の整備に関すること 9 緊急機材、用品調達及び貸借に関すること 10 廃棄物の総合的な処理調整に関すること 11 防疫活動の実施に関すること
経済部	1 商工業関係の融資斡旋に関すること 2 農林水産業関係の融資斡旋に関すること 3 運輸に関する施策の総合企画及び調整に関すること 4 農林道の状況把握に関すること 5 観光施設等の状況把握に関すること
建設部	1 道路、橋りょう及び一般土木に関すること 2 建設関係団体への協力要請に関すること 3 土木応急復旧資機材の確保及び輸送に関すること
教育委員会事務局	1 学校施設の管理に関すること 2 児童、生徒の安全確保に関すること
消防本部	1 消防及び水防活動に関すること 2 救急及び被災者の救助に関すること 3 消防職員の招集に関すること 4 消防団との連絡に関すること 5 非常時の通信体制の整備に関すること
上下水道局	1 飲料水確保及び応急給水に関すること 2 上水道の衛生維持に関すること 3 水道無線施設の保守、復旧に関すること 4 河川、下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 5 排水処理に関すること 6 排水ポンプ施設の運転管理に関すること 7 河川内の流木等障害物の除去に関すること
港務局	1 海岸、港湾施設の状況把握に関すること 2 海上輸送に関すること

## 資料2－2 地域防災計画における関係機関等との協定一覧

### 【関係機関等との協定一覧】(1/6)

災害時応援協定名称	締結先事業者名称	協定締結年月日	具体的な応援内容
東予広域消防相互応援協定書	4消防事務組合等(現・四国中央市、今治市、西条市、上島町各消防本部)東予地区市町	昭和 54 年 12 月 14 日	大規模火災、隣接火災、特殊災害に対して、市町村等の相互応援協定に基づき共同して消火活動の実施
火災出動要請に関する協定	住友金属鉱山㈱・住友化学工業㈱・住友重機械工業㈱・住友共同電力㈱・新居浜地区共同防災協議会	昭和 45 年 4 月 1 日 (更新) 昭和 61 年 2 月 1 日	消防に関する相互応援協定に基づき、共同して消防活動の実施
広域消防相互応援協定書	いの町、大川村、嶺北広域行政事務組合、仁淀消防組合	昭和 61 年 4 月 1 日 (更新) 平成 17 年 9 月 1 日	1町1村、2消防事務組合の接する地域及び該当地域周辺部で災害が発生した場合及び協定区域内で災害が発生した場合の応援出動
高速自動車道(松山自動車道)に関する覚書	四国中央市消防本部 西条市消防本部	平成 3 年 2 月 13 日	土居 IC～新居浜 IC～西条 IC までの間における消防の応援
松山自動車道(土居～いよ西条)における火災及び救急業務等に関する覚書	西条市消防本部、四国中央市消防本部、西日本高速道路㈱四国支社	平成 3 年 2 月 14 日	高速道路において発生した火災及び救急業務などの緊急業務
災害時の医療救護活動についての協定書	(一社)新居浜市医師会	平成 4 年 4 月 1 日	集団的に多数の傷病者(おおむね 15 名以上)が生じた場合の医療救護活動
愛媛県消防広域相互応援協定書	県内市町 4消防事務組合	平成 7 年 10 月 1 日 (更新) 平成 18 年 3 月 1 日 (更新) 令和 2 年 3 月 31 日	県下の市町及び消防一部事務組合の消防広域相互応援
災害時の医療救護に関する協定	(一社)愛媛県医師会	平成 8 年 2 月 1 日	災害時における被災者の救助として行う医療及び助産の実施
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	県内市町 4消防事務組合	平成 8 年 10 月 1 日 (更新) 平成 18 年 3 月 1 日	県が所有する消防防災ヘリコプターを用いて当該市町の消防を支援
公益社団法人日本水道協会中四国地方支部相互応援対策要綱	公益社団法人日本水道協会中四国地方支部正会員	平成 8 年 10 月 4 日(改訂) 平成 25 年 4 月 1 日	地震、異常渇水等による災害における相互応援活動
大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書	新居浜市管工事業協同組合	平成 9 年 4 月 1 日	災害発生時等における水道の応急活動への協力
ダム放流時の水防連絡体制に関する覚書	鹿森ダム管理事務所	平成 12 年 5 月 16 日	ダム放流時の警戒伝達、下流住民への連絡、避難等の万全を期するための覚書
救急救命処置に伴う広域的指示体制に関する覚書	西条市消防本部、周桑事務組合消防本部(現・西条市消防本部)	平成 12 年 10 月 13 日	救急救命処置指示委託病院との心電図伝送等の救急救命処置の協力体制の確立
愛媛県広域災害・救急医療情報システムの運営に関する覚書	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ西日本支社四国支店	平成 13 年 4 月 1 日	大規模災害発生時に医療情報の一元的管理の下、迅速な災害医療体制の確立
消防事務の委託に関する附属協定書	四国中央市	平成 15 年 4 月 1 日 (更新) 平成 16 年 4 月 1 日	別子山地区における消防事務を四国中央市に委託するための協定
災害時の医療救護に関する協定(愛媛県薬剤師会)	(一社)愛媛県薬剤師会	平成 15 年 4 月 9 日	被災者の救助として行う医療及び助産の実施
災害時の医療救護に関する協定(愛媛県看護協会)	(公社)愛媛県看護協会	平成 15 年 4 月 9 日	被災者の救助として行う医療及び助産の実施
災害時の医療救護に関する協定(愛媛県歯科医師会)	(一社)愛媛県歯科医師会	平成 15 年 4 月 9 日	被災者の救助として行う医療の実施
鉄道灾害時の安全対策に関する覚書	四国旅客鉄道株式会社	平成 15 年 7 月 1 日	相互連絡、協力体制、安全で迅速な救助活動及び公共交通機関の早期運転再開の実施
災害時における物資等の輸送に関する協定書	愛媛県トラック協会新居浜支部	平成 16 年 2 月 1 日	災害救助に必要な生活必需品の輸送業務、災害緊急対策実施に必要な資機材の輸送業務、その他市が必要とする応急対策業務
大永山トンネルの災害活動に関する覚書	四国中央市	平成 16 年 4 月 1 日	大永山トンネルにおける警防活動の応援
災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書	(福)はびねす福祉会・(福)三恵会・(福)ふたば会・(福)常美会・(福)わかば会・(福)新居浜愛育会・(福)すいよう会	平成 17 年 8 月 2 日	要援護者の一時避難所としての施設使用
災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書	新居浜石油業協同組合	平成 17 年 12 月 5 日	車両用燃料及び発電機等燃料の優先供給

## 【関係機関等との協定一覧】(2/6)

災害時応援協定名称	締結先事業者名称	協定締結年月日	具体的な応援内容
災害時における物資供給等の協力に関する協定	イオン(株)西日本カンパニー	平成 18 年 3 月 9 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	イオン(株)ジャスコ新居浜店、イオンモール(株)イオン新居浜ショッピングセンター	平成 18 年 6 月 21 日	避難場所、水道水、トイレ等の施設提供、情報提供、食料生活物資の集積場所提供等
災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング株式会社	平成 18 年 6 月 30 日 (一部変更) 平成 28 年 8 月 26 日	自動販売機内の飲料水の無料提供と災害メッセージボードによる災害広報
災害時における災害応急対策業務に関する協定書	新居浜建設業協同組合	平成 18 年 7 月 1 日 (更新) 平成 25 年 10 月 21 日 (更新) 令和 2 年 4 月 30 日	応急対策業務への協力
災害時における物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープえひめ	平成 19 年 1 月 10 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社 フジ	平成 19 年 6 月 15 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
災害時における応急生活物資(LP ガス等)の供給に関する協定書	(一社)愛媛県エルビーガス協会新居浜支部	2007/11/30 (一部変更) 令和4年9月29日	応急生活物資(LP ガス等)の調達及び運搬
災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	株式会社日光商事	平成 20 年 3 月 24 日	避難場所、生活物資等の集積場所の提供、屋外大型テレビでの情報提供等
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社 マルヨシセンター	平成 20 年 6 月 13 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	南国産業株式会社	平成 20 年 6 月 13 日	避難場所、飲料水、トイレ等の提供、食料、生活物資等の集積する場所の提供
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社マルナカ新居浜本店	平成 20 年 7 月 22 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	株式会社マルナカ新居浜本店	平成 20 年 7 月 22 日	避難場所、飲料水、トイレ等の提供、食料、生活物資等の集積する場所の提供
災害時「緊急避難者」の受け入れに関する協定書	住友化学株式会社愛媛工場	平成 20 年 12 月 19 日	避難場所、水道水、トイレ等の提供
災害時における応急対策業務に関する協定書	新居浜市管工事業協同組合	平成 21 年 8 月 12 日 (更新) 平成 25 年 10 月 21 日	応急対策業務への協力
災害時における応急対策業務に関する協定書	新居浜造園緑化事業組合	平成 25 年 10 月 21 日	応急対策業務への協力
災害時における物資供給等の協力に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社	平成 22 年 2 月 5 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
災害時における応急対策業務に関する協定書	財団法人 四国電気保安協会	平成 22 年 2 月 5 日	市の指定する施設に係る電気施設の応急復旧等の協力
愛媛県中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書	愛媛県公営企業管理者	平成 22 年 3 月 24 日	県立中央病院が所有するドクターカーを円滑迅速に運用し、多くの傷病者を救命することが目的
大規模災害時等における新居浜市の施設の使用に関する協定書	新居浜警察署長	平成 22 年 6 月 2 日	新居浜警察署庁舎が使用不能になった場合に市所有の施設(消防庁舎4階展示室等)を新居浜警察署灾害警備本部用施設としての使用承諾
大規模地震等災害発生時における三者相互協力に関する協定書	新居浜警察署長 新居浜海上保安署長	平成 23 年 6 月 2 日	市災害対策本部に職員を派遣しての情報収集と共有
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社 ママイ	平成 23 年 7 月 1 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	株式会社 ママイ	平成 23 年 7 月 1 日	避難場所、飲料水、トイレ等の提供、食料、生活物資等の集積する場所の提供
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局長	平成 23 年 10 月 26 日	被害状況の把握及び提供、情報連絡網の構築、災害応急措置、その他必要と認められる事項
災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	株式会社 フジ	平成 23 年 11 月 1 日	避難場所、飲料水、トイレ等の提供、食料、生活物資等の集積する場所の提供
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社マルナカ若水店	平成 24 年 2 月 21 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力

## 【関係機関等との協定一覧】(3/6)

災害時応援協定名称	締結先事業者名称	協定締結年月日	具体的な応援内容
災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	株式会社マルナカ若水店	平成 24 年 2 月 21 日	避難場所、飲料水、トイレ等の提供、食料、生活物資等の集積する場所の提供
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社マルナカ久保田店	平成 24 年 2 月 21 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	株式会社マルナカ久保田店	平成 24 年 2 月 21 日	避難場所、飲料水、トイレ等の提供、食料、生活物資等の集積する場所の提供
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内 107 市町村	平成 24 年 3 月 29 日 (更新) 平成 26 年 3 月 28 日	被災市町独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員に対して応急及び復旧対策
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社 アクティオ	平成 24 年 5 月 31 日	保有物資の供給及び運搬に対する協力(レンタル:重機・車両・発電機・トイレ等)
災害時における相互応援協定	青森県青森市	平成 24 年 10 月 17 日	被害を受けた市のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互応援体制
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	愛媛県土地家屋調査士会	平成 25 年 2 月 26 日	被災家屋等の調査(家屋被害認定調査)への協力
災害時における応援業務に関する協定書	ヴェオリア・ジェネット株式会社	平成 25 年 3 月 19 日 (更新) 平成 29 年 1 月 23 日	水道業務に大きな支障が生じた場合の水道業務への協力
災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	新居浜電気工事協同組合	平成 25 年 10 月 21 日	公共施設などの電気設備等の応急対策業務への協力
災害時等における支援協力に関する協定書	ダイキ株式会社	平成 25 年 12 月 27 日	物資供給及び避難場所の提供等への協力
災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	平成 26 年 2 月 6 日	電力供給設備の復旧に関する協力、情報提供
災害時における物資供給協力に関する協定書	愛媛県森林組合連合会 いしづち森林組合 宇摩森林組合	平成 26 年 2 月 7 日	大規模災害発生時の仮設住宅建設をはじめ、復旧・復興事業に必要な木材の供給に関する協力(木材など)
災害時等における支援協力に関する協定書	株式会社ハローズ	平成 26 年 2 月 7 日	物資供給及び避難場所の提供等への協力
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	愛媛県立新居浜特別支援学校	平成 26 年 7 月 1 日	知的障がい者(児)及び発達障がい者(児)ための福祉避難所
災害時における応急対策の協力に関する協定書	住友重機械エンパイラメント株式会社	平成 26 年 7 月 3 日	下水道施設の保全、復旧、その他の応急対策の協力
大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書	愛媛県	平成 26 年 10 月 2 日 (更新) 平成 29 年 2 月 14 日	県内で大規模災害が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊や、国や他県等から提供される支援物資を円滑な受け入れの広域的な防災拠点としての施設の優先使用等
災害時における応急対策業務に関する協定書	愛媛東予クレーン協同組合	平成 26 年 11 月 17 日	応急対策業務への協力
新居浜市指定避難所用資機材整備に関する覚書	愛媛県立新居浜西高等学校 愛媛県立新居浜東高等学校 愛媛県立新居浜南高等学校 愛媛県立新居浜工業高等学校 愛媛県立新居浜商業高等学校	平成 26 年 12 月 1 日	大規模災害に備え、指定緊急避難場所及び指定避難所に必要な資機材をあらかじめ整備する。
大規模地震等の災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	創価学会愛媛県事務局	平成 27 年 2 月 19 日	創価学会新居浜文化会館の一部を災害時に地域住民の緊急避難のための一時避難所
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	愛媛県立新居浜特別支援学校川西分校	平成 27 年 7 月 1 日	肢体不自由者(児)のための福祉避難所
災害発生時における新居浜市と新居浜市内郵便局の協力に関する協定	新居浜市内郵便局	平成 27 年 7 月 21 日	避難した被災者の情報を被災者同意のうえで市と市内郵便局で相互提供することにより、災害救助法適用時における郵便業務に係る事務取扱及び援護対策等を円滑に進めての広報活動、避難所運営、避難者援護対策
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会(新居浜市総合福祉センター)	平成 27 年 9 月 1 日	肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、内部障がい者、精神障がい者、知的障がい者、難病患者などのための福祉避難所
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会(新居浜市障がい者福祉センター)	平成 27 年 9 月 1 日	肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者のための福祉避難所

**【関係機関等との協定一覧】(4/6)**

災害時応援協定名称	締結先事業者名称	協定締結年月日	具体的な応援内容
特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	平成 27 年 10 月 20 日	被災者の通信の確保のための非常用電話の設置及び管理
災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	国土交通省四国地方整備局 徳島県港湾管理者 香川県港湾管理者 坂出市港湾管理者 愛媛県港湾管理者 今治市港湾管理者 八幡浜市港湾管理者 高知県港湾管理者 民間協力者(7協会)	平成 27 年 11 月 5 日	災害発生時の相互協力体制による被害拡大防止と被災施設の早期復旧
災害時等及び平常時における支援協力に関する協定書	レンゴー株式会社松山工場	平成 27 年 12 月 2 日	物資供給等(段ボール製簡易ベット・段ボール製シート等、段ボール製品)の協力及び平常時における防災啓発活動等への協力
災害時等における支援協力に関する協定書	公益社団法人新居浜青年会議所	平成 27 年 12 月 3 日	青年会議所のメンバー及びメンバーの所属する会社など各法人又は個人が持つ専門技能並びに市内外の各種関係団体と状況に応じた支援協力(物資、避難場所、救援活動等)
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人三恵会	平成 28 年 1 月 1 日	身体障がい者(児)のための福祉避難所
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	特定非営利活動法人あえる	平成 28 年 1 月 1 日 (改定) 令和 3 年 10 月 1 日	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人わかば会	平成 28 年 1 月 1 日	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人新居浜愛育会	平成 28 年 1 月 1 日	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人花咲会	平成 28 年 1 月 1 日	精神障がい者のための福祉避難所
新居浜市の避難所等情報提供に関する協定	ファーストメディア株式会社 三井住友海上火災保険株式会社愛媛支店	平成 28 年 1 月 25 日	市内の災害に係る情報提供する手段を充実させる。
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	愛媛県、県内市町	平成 28 年 2 月 17 日	愛媛県内の市町において災害が発生し、被害を受けた市町が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施する。
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成 28 年 3 月 28 日	水防本部等が設置された時に使用できる住宅地図5冊、複製利用許諾権利、また、平時にも利用できる広域地図5枚とWEBで利用する住宅地図の1ライセンスの提供
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル	愛媛県、県内市町	平成 28 年 8 月 1 日	被害を受けた市町が独自では十分な応急対策措置が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施できるもの
GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	平成 28 年 9 月 27 日	GPS 波浪計を用いて沖合で観測された津波情報をいち早く受信し、津波への迅速な対応を図る。
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書(ハビリテーリングセンターvivre)	社会福祉法人はぴねす福祉会	平成 29 年 1 月 4 日	重症心身障がい者(児)のための福祉避難所
災害時における被災者支援に関する協定書	愛媛県行政書士会	平成 29 年 4 月 21 日	被災者支援の為の、各種相談業務・被災者支援相談窓口の設置および会員の派遣
エボラ出血熱患者等の移送に係る協定書	愛媛県	平成 29 年 7 月 14 日	エボラ出血熱患者又は疑似症を呈する者の移送
災害時の協力に関する協定書	独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜高等専門学校 愛媛県新居浜警察署	平成 29 年 9 月 1 日	災害発生時に、新居浜工業高等専門学校の施設の一部を指定緊急避難場所及び指定避難所として提供・備蓄されている物資避難者に提供また、警察署は災害時の警察活動のために必要に応じて施設の提供を受ける。
災害時等における支援協力に関する協定書	えひめ未来農業協同組合	平成 26 年 9 月 17 日 (改定) 平成 29 年 12 月 27 日	物資供給等の協力並びに避難、救援場所の提供及び平常時における防災啓発活動等への協力、避難物資の集積場所として施設、資機材の提供

## 【関係機関等との協定一覧】(5/6)

災害時応援協定名称	締結先事業者名称	協定締結年月日	具体的な応援内容
大規模災害時等における港湾施設等の使用に関する協定書	愛媛県新居浜警察署	平成 30 年 1 月 19 日	新居浜市港務局が管理する港湾施設等を部隊員の待機場所及び船舶等係留場所として提供
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人三恵会	平成 30 年 9 月 25 日	市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護を行う。
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人むねす福会 社会福祉法人集会 株式会社アソシ 医療法人社団 久和会 株式会社ひめメディア 株式会社未来の里 株式会社オベカ・興業部 株式会社ヒイクティー東予 株式会社東濃清工 株式会社京セラードえひめ 株式会社勝土 社会福祉法人すいよう会 社会福祉法人ふたば会 (特別)リーガース・コレクティブひと 有限会社ディサービスセンターふれんど 有限会社まえみ セトケア四国株式会社 ベストケア株式会社 愛媛県畜産組合組合 医療法人八十全会	平成 30 年 11 月 26 日	市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護を行う。
災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	株式会社 ゆうらり 株式会社 JAWA 新居浜医療福祉生活協同組合 社会福祉法人香南会	平成 31 年 3 月 1 日	市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護を行う。
災害時における緊急放送・緊急通信等に関する協定書	株式会社ハートネットワーク	平成 23 年 4 月 1 日 (改定) 平成 30 年 4 月 1 日	テレビ等の放送設備により迅速かつ適切な情報提供及び株式会社ハートワークが所有するドローンを用いた被害状況把握
災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和元年 5 月 22 日	被災した協定下水道施設の機能の早期復旧
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(公社)全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部	令和元年 5 月 22 日	被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧
災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	えひめ産業資源循環協会	令和元年 6 月 24 日	大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の処理等の協力
新居浜市及び大府市の災害時における相互応援に関する協定書	愛知県大府市	令和元年 7 月 29 日	いざれかの市域において災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、応急対策及び復旧対策の相互応援を行う。
新居浜市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和元年 9 月 30 日	災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化または公共用水域の水質の悪化を防止する
消防業務協定書	新居浜海上保安署	昭和 40 年 6 月 1 日 (更新) 昭和 48 年 12 月 15 日 (更新) 令和 2 年 1 月 29 日	双方の業務責任を明らかにするとともに相互協力し、消火活動、水難事故等の救急・救助活動を円滑に行う。
愛媛県消防団広域相互応援協定書	愛媛県、県内市町	令和 2 年 3 月 31 日	災害発生時の鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し不測の事態に対処する。
大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定書	東予広域生コンクリート協同組合	令和 2 年 10 月 19 日	大規模災害時において、生活用水や、消防用水の供給及び輸送を行う。
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 10 月 19 日	インターネットやアプリ特性を生かした災害に係る情報発信等
災害時における応急対応業務に関する協定書	住友重機械エンバロメント株式会社 大阪支店 東芝インテックスシステムズ株式会社 四国支社 東芝フレックスシステム株式会社 関西支社 株式会社荏原 四国支店	令和 2 年 12 月 11 日	排水ポンプ場及び柵門が被災した際の施設の保全、応急復旧、その他応急対策を行う。
災害時の動物救護活動に関する協定書	公益社団法人愛媛県獣医師会	令和 2 年 12 月 23 日	地域住民の飼育する犬、猫の治療及び保護管理の救済措置

**【関係機関等との協定一覧】(6/6)**

災害時応援協定名称	締結先事業者名称	協定締結年月日	具体的な応援内容
災害時における一般廃棄物の処理等の協力に関する協定書	あかがね環境事業協同組合	令和3年1月20日	一般廃棄物、避難者の生活ごみの処理等
災害時緊急時における支援協力に関する協定書	特定非営利活動法人 ピースウインズ・ジャパン	令和3年2月17日	応急対策活動、避難所運営、情報収集、物資搬送等の支援協力
災害時における商品無償提供に関する覚書	コカ・コーラ ポトラーズジャパン株式会社	令和3年4月5日	自動販売機の商品を被災者へ無償提供する協定
災害時における物資提供等の協力に関する協定書	王子コンテナー株式会社	令和3年7月14日	物資供給等(段ボールベット・段ボールパーテイション、段ボールトイレ)
災害時における応急対策業務に関する協定書	日本石材産業協会 日本石材産業協会 愛媛県支部	令和3年9月29日	災害復旧活動に支障のある石材構造物への応急対策業務
災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定書	有限会社 光タクシー 有限会社 ライフケア 有限会社 介護タクシー友 合同会社 クニタ商事	令和3年12月14日	要配慮者を避難所等へ緊急輸送する
災害時における物資供給及び施設使用等の協力に関する協定書	旭食品株式会社 新居浜支店	令和4年2月24日	物資供給及び倉庫、駐車場等を一時的な避難場所や災害対応業務として使用
災害時における施設使用等の協力に関する協定書	住友金属鉱山株式会社 別子事業所	令和4年3月23日	体育館(駐車場含む)、グラウンド等を一時的な避難場所として使用する
災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定	讃岐リース株式会社 新居浜営業所	令和4年6月9日	機材が必要となった場合に、調達可能な範囲で保有するレンタル機材の供給及び運搬協力する
災害時における防災資機材の提供に関する協定	(株)ジー・アイ・ピー	令和4年7月28日	市内店舗(ブルースカイランドリーDCMダイキ店)に保管している防災資機材の無料貸与及びガス、水道等の無料供与
災害時における電気自動車等の支援に関する協定	西日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和4年12月23日	応急対策活動として、給電可能な電気自動車を貸与

十一

卷之三

詳報

三

安否情報省令第2条に規定する様式第3号

資料2-3 安否情報報告書

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。  
「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
「⑥国籍」欄は日本国籍を有しないものに限り記入すること。  
「死後法」欄に「死亡」と記入した上で加えて「死亡日時」欄に「死後」と記入する。  
※本用紙は複数枚提出する場合は、各用紙に「死後」と記入する。

4 武の改革火事により死した王氏にあつては、(⑨)只場入りは、(⑩)内閣ハハル「間に「死に」に上り、届へじに上り、届へじ」と記入すること。  
5 ⑪「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。  
⑫～⑯の希望又は同意欄には安否情報の提供に関する希望又は同意については「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(出典: 安否情報省令)

## 資料2-4 被災情報の報告様式

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	
消防庁受信者氏名	

事故灾害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	分	覚知方法
事故等の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者	人 ( 人 )
	計 人	重傷 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽症 人 ( 人 )	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていな  
い旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料2-5 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料

資料2-5-ア 市の人口、世帯数

令和4年6月30日現在

総 数(人)	男(人)	女(人)	世 帯 数(戸)
115,875	55,897	59,978	57,787

資料2-5-イ 避難経路として想定される道路、海路のリスト

○緊急輸送道路

市 指 定 緊 急 輸 送 道 路 一 覧 表

番号	管理区分	路 線 名	区 間
1	市	沖浜中通り線	黒島一丁目～黒島一丁目
2	市	東港東浜筋線	多喜浜東浜黒島一丁目～阿島上の名多喜浜
3	港務局	臨港道路多喜浜ふ頭線	黒島一丁目～多喜浜三丁目
4	港務局	臨港道路垣生線	垣生三丁目～多喜浜三丁目
5	市	松神子落神線	松神子一丁目～松神子一丁目
6	県	新居浜東港線	松神子四丁目～多喜浜二丁目
7	市	松神子多喜浜線	多喜浜三丁目～多喜浜六丁目
8	市	沢津東雲線	沢津町一丁目～東雲町一丁目
9	市	東雲上郷線	東雲町二丁目～郷五丁目
10	市	石風呂平形橋線	南小松原町～南小松原町
11	市	港町繁本線	繁本町～繁本町
12	市	駅前滝の宮線	滝の宮町～坂井町一丁目
13	県	新居浜停車場線	坂井町一丁目～坂井町二丁目
14	県	国領高木線	坂井町二丁目～坂井町二丁目
15	県	多喜浜泉川線	坂井町二丁目～郷三丁目
16	市	駅裏角野線	坂井町三丁目～中筋町一丁目
17	市	角野船木線	角野新田町三丁目～船木高祖
18	市	上部東西線	西連寺町二丁目～中村四丁目
19	県	新居浜港線	西町～北新町
20	市	中須賀上原線	中村一丁目～中村四丁目
21	市	原地庄内線	前田町～高木町
22	市	本郷西筋線	本郷三丁目～本郷三丁目
23	市	新田松神子線	新田一丁目～松神子二丁目
24	市	平尾谷線	観音原町～観音原町
25	市	陰地線	別子山草原～別子山瓜生野
26	市	大湯線	別子山瓜生野～別子山大湯
27	市	林道大湯線	別子山大湯～別子山大湯
28	市	林道大滝線	別子山大湯～別子山大湯

(出典:新居浜市地域防災計画)

○定期航路

会社名	路線名	区間
住鉱物流株式会社	新居浜～四阪島	運行:通年定期運行 船種:旅客船 車の運送 トラック×:乗用車×:オートバイ×:自転車×
新居浜市	大島～黒島	運行:通年定期運行 船種:旅客船 車の運送 トラック○:乗用車○:オートバイ○:自転車○

○輸送可能 ×輸送不可

資料2－5－ウ 輸送力のリスト(保有車両・一般)

事業者名	電話番号	出勤車数							
		第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計	
		大	小	大	小	大	小	大	小
森実運輸(株)	0897-32-6111		3		4		8		15
(株)住化物流西日本	0897-33-2171		1		1		3		5
桑原運輸(株)	0897-35-1111						1		1
明星運輸(株)	0897-46-3444		1		1		2		4
一宮運輸(株)	0897-33-0138		3		5		9		17
四国梶包運送(株)	0897-45-2000		1		1		2		4
日本通運(株) 四国支店新居浜営業課	0897-46-2294		1		1		2		4
三豊運送(株) 新居浜営業所	0897-46-3143		1		1		2		4
宝運送(株)	0897-32-5871						1		1
瀬戸内運輸(株) 新居浜営業所	0897-46-6820	3		3		3		9	

資料2－5－ウ 輸送力のリスト(保有車両・乗用)

事業者名	電話番号	出勤車数							
		第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計	
		大	小	大	小	大	小	大	小
愛媛近鉄タクシー(株) 新居浜営業所	0897-37-3070		1				1		2
(有)日新タクシー	0897-32-2764				1				1
(株)駅前タクシー	0897-37-2308		1				1		2
(有)光タクシー	0897-43-7563				1				1
あかがねタクシー(株)	0897-41-7111						1		1

(注) 第1次出勤・・・命令受領と同時に出勤  
第2次出勤・・・命令受領後1時間以内に出勤  
第3次出勤・・・命令受領別に指示するときに出勤

資料2-5-ウ 輸送力のリスト（保有船舶）

(令和4年4月1日現在)

輸送協力団体	住 所	所 有 船 舶			
		事業者数	隻数	G/T	D/W
新居浜地区海運組合	新居浜市西原3-5-3	21	74	66,612	100,689

(令和4年4月1日現在)

住 所	航 路 名	保 有 船 舶		
		隻数	G/T	定員
新居浜市一宮町1-5-1	大島/黒島	2	134	370
新居浜市西原町3-5-3	四阪/新居浜	2	532	250

資料2-5-ウ 輸送力のリスト（港湾及び漁港）

区 分	分 類	港 湾 (漁 港) 名	管 理 者
港湾	重要港湾	新居浜港	新居浜港務局
"	"	東予港(東港地区)	愛媛県
漁港	第1種	沢津	新居浜市
"	"	垣生	"
"	第2種	大島	"

資料2－5－エ 輸送施設のリスト（ヘリポート）

令和4年3月現在

名 称	所 在 地	位 置	
		( 緯 度 )	( 経 度 )
国領川河川敷	東雲町3丁目 国領川河川敷	北緯 33 度 57 分 37 秒	東経 133 度 17 分 54 秒
国領川多目的広場	南小松原町	北緯 33 度 58 分 14 秒	東経 133 度 17 分 32 秒
県立新居浜病院	本郷 3-1-1	北緯 33 度 56 分 01 秒	東経 133 度 16 分 44 秒
山根公園	角野新田町3-10	北緯 33 度 55 分 25 秒	東経 133 度 18 分 38 秒
マリンパーク新居浜 イベント広場	垣生 3-乙 324	北緯 33 度 59 分 23 秒	東経 133 度 19 分 50 秒
市営サッカー場	観音原乙 109	北緯 33 度 57 分 20 秒	東経 133 度 18 分 55 秒
大滝広場	別子山甲 122	北緯 33 度 51 分 32 秒	東経 133 度 25 分 26 秒
山根市民グラウン ド	角野新田町3-2822-9	北緯 33 度 55 分 20 秒	東経 133 度 18 分 35 秒
マリンパーク新居浜 多目的広場	垣生 3-乙 324	北緯 33 度 59 分 24 秒	東経 133 度 19 分 55 秒
大島港	大島甲 1541 番 地先	北緯 33 度 59 分 40 秒	東経 133 度 21 分 59 秒
大島埋め立て地	大島甲 1601 番 地先	北緯 33 度 59 分 28 秒	東経 133 度 22 分 5 秒
成運動公園	別子山乙 304-8	北緯 33 度 51 分 46 秒	東経 133 度 26 分 26 秒
池田公園広場	船木 1533	北緯 33 度 56 分 14 秒	東経 133 度 20 分 30 秒
あかがねの里東平	立川町 65 3-3	北緯 33 度 52 分 33 秒	東経 133 度 18 分 58 秒

（出典：新居浜市地域防災計画）

資料2－5－オ 避難施設のリスト  
収容施設一覧表(1/2)

整理番号	名 称	郵便番号	町丁目名 番(番地)・号	電話	F A X	収容人数(人)	
						緊急避難 場所として	避難所 として
1	新居浜小学校	792-0802	新須賀町 3-1-58	37-3061	37-3062	15,629	1,159
2	新居浜公民館	792-0802	新須賀町 3-2-17	32-8312	32-8315	536	134
3	宮西小学校	792-0024	宮西町 5-56	33-8940	33-8941	15,716	1,109
4	北中学校	792-0024	宮西町 5-81	33-9135	33-9136	1,345	1,364
5	新居浜西高校	792-0024	宮西町 4-46	37-2735	37-5751	20,044	2,035
6	口屋跡記念公民館	792-0014	西町 6-2	32-8430	32-8362	950	237
7	文化振興会館	792-0022	徳常町 4-8	36-0800	36-0800	993	248
8	金子小学校	792-0026	久保田町 1-3-57	37-2221	37-2302	16,843	1,620
9	南中学校	792-0811	庄内町 2-4-47	37-0310	37-5392	18,871	1,542
10	新居浜工業高等専門学校	792-8580	八雲町 7-1	37-7702	37-7842	25,526	816
11	ウイメンズプラザ	792-0811	庄内町 4-4-19	37-1700	37-1152	2,088	522
12	地域交流センター	792-0811	庄内町 1-14-7	34-6320	34-3289	945	236
13	金栄小学校	792-0035	西の土居町 1-5-1	37-2313	37-2120	19,184	1,154
14	金栄公民館	792-0031	高木町 6-25	33-3212	33-9305	456	114
15	総合福祉センター	792-0031	高木町 2-60	35-2940	31-3531	5,279	1,246
16	慈光園	792-0035	西の土居町 1-6-20	32-4325	32-4328	120	30
17	惣開小学校	792-0008	王子町 1-3	37-3401	37-3402	12,841	1,207
18	西中学校	792-0005	江口町 7-1	37-2021	37-2023	19,511	1,501
19	新居浜工業高校	792-0004	北新町 1-3	33-2029	37-6440	456	114
20	惣開公民館	792-0008	王子町 1-3	33-1031	33-9306	456	114
21	ワクリエ新居浜	792-0003	新田町 1-8-56	39-6789	39-6789	14,099	557
22	若宮公民館	792-0003	新田町 1-8-37	34-7612	34-3294	456	114
23	高津小学校	792-0866	宇高町 2-13-7	37-3754	37-3854	17,144	1,869
24	東中学校	792-0864	東雲町 1-4-23	37-1294	37-1038	16,372	1,543
25	新居浜東高校	792-0864	東雲町 2-9-1	37-0149	37-0148	35,037	2365
26	高津公民館	792-0862	沢津町 2-3-30	32-3320	32-3334	98	246
27	新居浜市民体育館	792-0864	東雲町 1-1-25	34-1888	32-4044	4,566	1141
28	浮島小学校	792-0871	八幡 2-2-65	33-1020	33-1021	12,757	1040
29	浮島公民館	792-0871	八幡 2-6-65	34-7617	34-2444	456	114
30	川東高齢者福祉センター	792-0871	八幡 2-10-23	32-2134		603	150
31	垣生小学校	792-0872	垣生 1-5-38	45-0186	45-0195	11,120	867
32	垣生公民館	792-0872	垣生 2-12-26	45-0024	45-0085	483	120
33	神郷小学校	792-0884	神郷 1-1-1	45-0082	45-0493	15,695	1,572
34	川東中学校	792-0884	神郷 2-4-1	45-0180	45-0144	34,308	1554

## 収容施設一覧表(2/2)

整理番号	名 称	郵便番号	町丁目名 番(番地)・号	電話	FAX	収容人数(人)	
						緊急避難場所として	避難所として
35	神郷公民館	792-0886	郷 3-7-20	46-1181	46-1189	624	156
36	多喜浜小学校	792-0893	多喜浜 5-7-3	45-0142	45-0035	12,203	944
37	多喜浜公民館	792-0893	多喜浜 5-7-27	45-0014	45-3672	546	136
38	大島交流センター	792-0891	大島 589	45-1006	45-1173	2,701	235
39	川東高齢者福祉センター大島分館	792-0891	大島 128-1	45-1001	45-1001	207	207
40	泉川小学校	792-0815	岸の上町 1-13-68	43-4145	43-4146	19,751	1,736
41	泉川中学校	792-0825	星原町 7-8	43-5800	43-5821	20,564	1,527
42	新居浜商業高校	792-0821	瀬戸町 2-16	43-6736	40-3383	36,404	2,491
43	泉川公民館	792-0821	瀬戸町 12-34	41-6463	41-6499	979	244
44	瀬戸会館	792-0821	瀬戸町 7-30	41-5859	41-5859	623	155
45	船木小学校	792-0856	船木 4299-1	41-6260	41-6362	14,260	1,111
46	船木中学校	792-0856	船木甲 3754-1	41-6347	43-6364	15,911	1,307
47	船木公民館	792-0856	船木 2579-1	41-6003	41-6099	456	114
48	中萩小学校	792-0045	中萩町 6-61	41-6225	41-6265	19,069	2,170
49	中萩中学校	792-0045	中萩町 13-31	43-5131	43-5132	23,092	1,562
50	中萩公民館	792-0050	萩生 740-1	41-6735	41-6744	984	246
51	大生院小学校	792-0060	大生院 1070-1	41-6627	41-6694	12,383	952
52	大生院中学校	792-0060	大生院 1070-2	41-6927	41-6229	14,755	1,200
53	大生院公民館	792-0060	大生院 1063-1	41-6604	41-6632	795	198
54	角野小学校	792-0841	中筋町 2-7-10	43-7141	43-7142	22,430	1,656
55	角野中学校	792-0833	宮原町 11-51	43-6108	43-6109	17,062	1,531
56	新居浜南高校	792-0836	篠場町 1-32	43-6191	44-7447	22,371	2,230
57	角野公民館	792-0841	中筋町 2-4-24	41-6224	41-6270	864	216
58	上部高齢者福祉センター	792-0841	中筋町 1-6-8	43-6338		614	153
59	マイントピア別子	792-0846	立川町 707-3	43-1801	43-4020	1,586	396
60	山根総合体育馆	792-0844	角野新田町 3-14-1	43-2905		787	196
61	別子小・中学校	799-0650	別子山甲 358	64-2115	64-2321	3,674	3,87
62	別子山公民館	799-0650	別子山甲 347-1	64-2211	64-2211	284	71
63	中部集合所	799-0650	別子山乙 482-8	—	—	110	27
64	東部集合所	799-0650	別子山甲 304	—	—	110	27
65	大成集合所	799-0650	別子山甲 181-2	—	—	110	27

## 資料2－5－カ 備蓄物資のリスト

令和5年1月1日現在

大分類	中分類	品名	数量	保存期間
食糧品類	米	アルファ米・おかゆ・調理不要米	7,730 食	5年
	ビスケット	ビスケット	4,740 食	5年
	ミルク	粉ミルク(アレギー対応)14.5g×6本入	36 箱	5年
		液体ミルク(240ml)	960 本	5年
	水	飲料水(500ml)	12,000 本	5年
		アルファ米用水(2L)	96 本	5年
寝具類	防炎毛布	防炎毛布	10,800 枚	
	ベット	段ボールベット	458 個	
	マット	エアマット	1,920 個	
衛生品類	簡易トイレ	仮設トイレ(テント付)	314 個	
		簡易トイレ(スチール折りたたみ式)	114 個	
		簡易トイレ(段ボール組立式)	92 個	
		トイレ処理セット	46,600 個	
	紙おむつ	大人用紙おむつ	1,069 枚	
		子供用紙おむつ	1,740 枚	
	生理用品	生理用ナプキン	720 枚	
	間仕切り	間仕切りテント	342 個	
	体温計	非接触赤外線体温計	210 個	
	フェイスシールド	フェイスシールド	1,200 枚	
	マスク	大人用使い捨てマスク	234,910 枚	
		子供用使い捨てマスク	85,500 枚	
雑品類	発電機	ガソリン式発電機	170 台	
		ガス式発電機	25 台	
	ガソリン携行缶	ガソリン携行缶 20L	65 個	
	コードリール	コードリール	93 個	
		高電圧コードリール	116 個	
	空調機	スポットクーラー	120 台	
		ミスト扇風機	60 台	
	ブルーシート	ブルーシート	91 枚	
	バケツ	バケツ	100 個	
	軍手	軍手	480 組	

(出典:新居浜市地域防災計画)

資料2-6 市対策本部において集約・整理すべき救援に関する基礎的資料

資料2-6-ア 市内関係医療機関のリスト

病院、診療所等一覧表(1/5)

令和4年12月1日現在

病院等名	所在地	電話番号	診療科目	ベッド数	備考
愛媛県立新居浜病院	本郷3-1-1	43-6161	内・呼・循・消・糖・血・皮・小・外・呼外・心外・消外・泌・脳外・整・眼・耳・産婦・リハ・放・麻・救	208	救急指定
愛媛労災病院	南小松原13-27	33-6191	内・呼・循・神・小・精・外・心外・消外・泌・脳外・整・形・眼・耳・産婦・リハ・放・麻・歯口	296	救急指定
住友別子病院	王子町3-1	37-7111	内・呼・循・消・腎・神・糖・皮・小・精・外・乳・泌・脳外・整・形・眼・耳・婦・リハ・放・麻・病・歯口	360	救急指定
財団法人積善会附属十全総合病院	北新町1-5	33-1818	内・呼・循・消・神・皮・小・精・外・心外・泌・脳外・整・形・眼・耳・小外・産婦・リハ・放・麻・歯・矯	350	救急指定
井石内科医院	西原町1-1-65	32-5370	内・消・小	0	
岩崎病院	中萩町2-5	41-6030	内・循・消・小・外・リハ	50	
上田医院	中村2-8-58	41-6536	内・小・精・心療	0	
新居浜協立病院	若水町1-7-45	37-2000	内・呼・循・消・リウ・精・心療・リハ・放	99	
せいだ循環器科内科	横水町2-51	40-1717	内・循	0	
田坂外科医院	北内町1-2-7	41-7055	内・消・外・肛・整・リハ	19	救急指定
立花病院	喜光地町1-13-29	41-4118	内・外・乳・泌・脳外・整・形・リハ・放	60	救急指定
知元医院	松神子4-1-10	45-1525	呼・循・皮・外	0	
ながやす整形外科クリニック	宮西町1-15	37-1360	整・リハ	0	
三木医院	垣生1-7-34	45-0008	内・呼・消	0	
宮田内科	田の上2-1-39	46-1170	内・循・消・放	0	
Dクリニック駿前医院	坂井町1-7-4	33-5000	心内・精	0	
近藤医院	港町1-30	34-1180	耳鼻	0	
吉松外科胃腸科医院	田所町3-5	32-5787	消・外	0	
こにしきクリニック	庄内町1-13-35	33-1135	小・産婦	16	
新谷ウイメンズクリニック	一宮町1-12-56	37-2688	産婦	14	
愛媛医療生活協同組合 泉川診療所	瀬戸町1-2	41-6110	内	0	
新居浜市医師会大島診療所	大島甲1542	46-0134	内・外	0	
新田診療所	新田町1-9-9	34-0207	内・皮・小・外・リハ	0	

病院、診療所等一覧表(2/5)

病院等名	所在地	電話番号	診療科目	ベッド数	備考
十全ユリノキ病院	角野新田町 1-1-28	41-2222	精・内	306	
財団新居浜病院	松原町 13-47	43-6151	精神・心療	415	
おおのぎ眼科	宇高町 3-15-22	32-6965	眼	0	
いしづち眼科	庄内町 1-8-30	33-3069	眼	0	
田所耳鼻咽喉科	徳常町 9-26	32-9471	アレルギー・耳	0	
中山皮膚科クリニック	中須賀町 1-6-10	32-9062	皮・泌	0	
弓山眼科	徳常町 3-27	32-9466	眼	0	
近藤外科内科胃腸科クリニック	田所町 4-70	34-1211	内・消・外	19	
宮原医院	八幡 2-6-30	35-1235	外	0	
新居浜山内病院	徳常町 6-13	37-0022	内・リウマチ	32	
大橋胃腸肛門科外科医院	船木甲 4463-1	41-8101	消・外・肛・麻	19	
山本小児科クリニック	徳常町 9-19	35-2115	小	0	
鎌田産産科婦人科	阿島甲 1-1-56	45-3800	産婦	16	
石川内科	北内町 1-13-35	43-1500	内・呼・循・消・放	0	
西之端眼科	中村 1-6-6	43-1138	眼	0	
吉井整形外科	沢津町 3-1-8	33-4410	整	0	
中萩診療所	萩生 1061	40-2525	内・リハ	19	
かとうクリニック	船木甲 4322-2	40-2400	内	0	
やかた耳鼻科クリニック	宇高町 2-1-47	33-4187	耳	0	
伊藤整形外科クリニック	郷 1-15-20	37-7335	整・リハ	0	
加藤医院	松原町 12-44	43-7068	内・循	0	
すみ整形外科・リハビリ科	土橋 1-12-43	66-1201	整	10	
宮下整形外科・内科	松神子 3-1-26	45-3833	内・神・リウ・心療・整・リハ	19	
はやし外科クリニック	萩生 1191	41-0801	外・整・リハ	0	
胃腸科・内科松村クリニック	中筋町 2-1-1	66-1555	内・胃	0	
矢野整形外科医院	郷 2-6-2	67-1753	整	0	
三木内科クリニック	沢津町 3-7-28	31-3311	内・消	0	
山内クリニック	松木町 3-37	31-7717	内・精・心療・外	0	
ひらた耳鼻咽喉科	中村松木 1-12-6	40-1200	耳鼻	0	
高津診療所	高津町 3-20	31-5550	内・整	0	
皮フ科はらだクリニック	上原 3-1-29	43-3210	皮・形	0	

病院、診療所等一覧表(3/5)

病院等名	所在地	電話番号	診療科目	ベッド数	備考
くろみつ眼科	高木町4-7	31-5515	眼	0	
新居浜市医師会別子山診療所	別子山乙241-6	64-2230	内・外	0	
新居浜市医師会診療所	庄内町4-7-54	33-4096	内	0	
新居浜市医師会 内科・小児科急患センター	庄内町4-7-17	32-5658	内	0	
たなか内科クリニック	中萩町1-38	40-2710	内・循・糖	0	
阿部内科クリニック	大生院1038-5	40-2811	内・消	0	
循環器科林病院	中西町6-46	43-8383	内・循・外・心外・リハ	76	救急指定
住友化学愛媛工場愛媛診療所	惣開町5-1	37-2165	内・眼	0	
住友化学愛媛工場菊本診療所	菊本町1-10-1	37-3033	内・眼	0	
住友金属鉱山 別子事業所健康管理室	王子町3-1	32-2782	内	0	
桑嶋クリニック	坂井町3-6-3	40-4600	外・泌	0	
あいクリニック	高木町2-6	35-0568	眼	0	
西の土居あらいクリニック	西の土居町1-8-5	66-7056	内・消	0	
いしまる皮膚ふ科	中村松木1-7-8	40-7711	皮	0	
いまなかクリニック	高田1-1-3	33-5388	内・リウマチ・整	0	
えもり内科クリニック	久保田町4-27	47-5838	内・消	0	
ゆりかごファミリークリニック	喜光地町1-4-19	47-5866	内・小	0	
みどりクリニック	北内町4-10-79	43-3943	内・循	0	
こんどう心療内科	坂井町5-14	37-3888	精・心療	0	
さいとう脳神経外科	寿町11-41	47-7800	脳	0	
たねがわ心の相談室	種子川町2-2	43-8525	精・心療	0	
たに脳神経外科・内科・も	郷2-1-10	46-1325	内・脳	0	
はびねす内科クリニック	一宮町2-6-72	35-3001	内	0	
みやもと眼科クリニック	坂井町3-6-26	66-2225	眼	0	
せんば眼科	前田町8-8 イオンモール新居浜	47-5669	眼	0	
セントラルクリニック	若水町2-3-7	35-1117	内	0	
青野歯科医院	庄内町1-8-35	33-0038	歯	0	
浅井歯科医院	船木2366-1	40-1451	歯・小歯	0	
安保歯科医院	中須賀町2-2-6	33-6666	歯・小歯	0	
いまい歯科院	郷1-1-51	33-1814	歯	0	
宇野歯科医院	郷2-6-11	46-1118	歯	0	
岡歯科クリニック	垣生2-12-38	46-2277	歯	0	
岡嶋歯科医院	中萩町1-7	41-6365	歯・小歯・歯口	0	

病院、診療所等一覧表(4/5)

病院等名	所在地	電話番号	診療科目	ベッド数	備考
戒能歯科医院	江口町4-19	34-5255	歯	0	
加藤歯科	西の土居町2-1-2	34-4117	歯・小歯	0	
亀川歯科	萩生岸の下1138-3	41-8333	歯・矯・小歯	0	
こたに歯科医院	星原町6-15	43-1811	歯	0	
こもだデンタルオフィス宮原	宮原町1-58	43-2411	歯・小歯	0	
医療法人はまゆう会 佐藤歯科医院	土橋1-10-24	41-6551	歯	0	
佐藤歯科医院	若水町2-5-30	32-3556	歯	0	
白石歯科医院	多喜浜1-4-10	46-3533	歯・矯・小歯・歯口	0	
しろした歯科	田の上2-2-44	45-0168	歯・小歯	0	
高橋歯科医院	坂井町2-2-4	32-4329	歯	0	
直野良信歯科医院	中西町2-6	40-0257	歯	0	
中西歯科矯正歯科	中須賀町2-2-28	32-2432	歯・矯・小歯	0	
林田歯科医院	沢津町2-10-21	32-2876	歯・小歯	0	
藤村歯科医院	若水町2-9-27	32-2227	歯・矯・小歯・歯口	0	
藤山歯科医院	泉池町1-8	32-3763	歯	0	
松田歯科診療所	菊本町2-1-9	33-2777	歯	0	
眞鍋憲夫歯科医院	坂井町1-5-8	34-8148	歯	0	
山下歯科クリニック	松原町4-48	43-0115	歯・矯・小歯	0	
吉津歯科医院	田所町2-38	34-3445	歯	0	
松木歯科クリニック	久保田町3-10-3	32-3700	歯・矯・小歯	0	
いんなみ森田歯科	繁本町7-45	37-6480	歯・矯・小歯	0	
中川歯科医院	萩生2742-3	44-7708	歯・小歯・歯口	0	
もりもと歯科クリニック	宇高町3-12-27	36-1200	歯・矯・小歯	0	
眞鍋歯科医院	喜光地町1-13-12	41-6525	歯	0	
田口歯科	庄内町1-2-51	37-5550	歯・小歯・歯口	0	
そのだ歯科クリニック	徳常町9-8	33-0070	歯	0	
直野佳美歯科診療所	東田2-1606-1	40-1823	歯・小歯	0	
歯ならび矯正歯科医院	寿町1-43	41-8143	矯	0	
直野孝則歯科	中筋町1-6-38	40-6585	歯	0	
山田歯科クリニック	宇高町2-2-46	33-1688	歯・小歯	0	
北村歯科医院	若水町1-1-4	65-3489	歯	0	
もり歯科	松木町1-26	43-1015	歯	0	

病院、診療所等一覧表(5/5)

病院等名	所在地	電話番号	診療科目	ベッド数	備考
さかい歯科クリニック	西の土居町 2-16-27	31-1516	歯・小歯・歯口	0	
横川歯科矯正歯科クリニック	外山町 16-25	66-2024	歯・矯	0	
ふじた歯科クリニック	八雲町 5-39	33-3100	歯・小歯	0	
林歯科クリニック	萩生 509-1	66-1500	歯・矯・小歯・歯口	0	
ふくだ歯科	泉宮町 1-11	34-8020	歯・小歯	0	
桜木歯科クリニック	桜木町 15-1	32-6003	歯	0	
こあみ歯科医院	高木町 8-24	34-1611	歯・矯・小歯・歯口	0	
おの歯科医院	松木町 1-11-23	47-5430	歯・小歯	0	
花野歯科クリニック	下泉町 1-8-51	31-8857	歯・小歯・歯口	0	
すぎもり歯科クリニック	王子町 3-3	47-3960	歯・矯・小歯・歯口	0	
こんどう歯科医院	沢津町 1-2-27	34-7711	歯・小歯	0	
秀歯科医院	中村松木 1-13-48	44-7896	歯・小歯	0	
こころ歯科医院	喜光地町 1-5-4	31-6480	歯・小歯・歯口	0	

資料2-6-イ 火葬場のリスト

名称	所在地	設置者氏名	面積 (m <sup>2</sup> )		処理能力		建設年度
			敷地	施設 (※1)	炉基数	最大 (体/日) (※2)	
新居浜市斎場	新居浜市磯浦町 19-1	新居浜市長	14,190	1,787	火葬炉 8	16	S 58

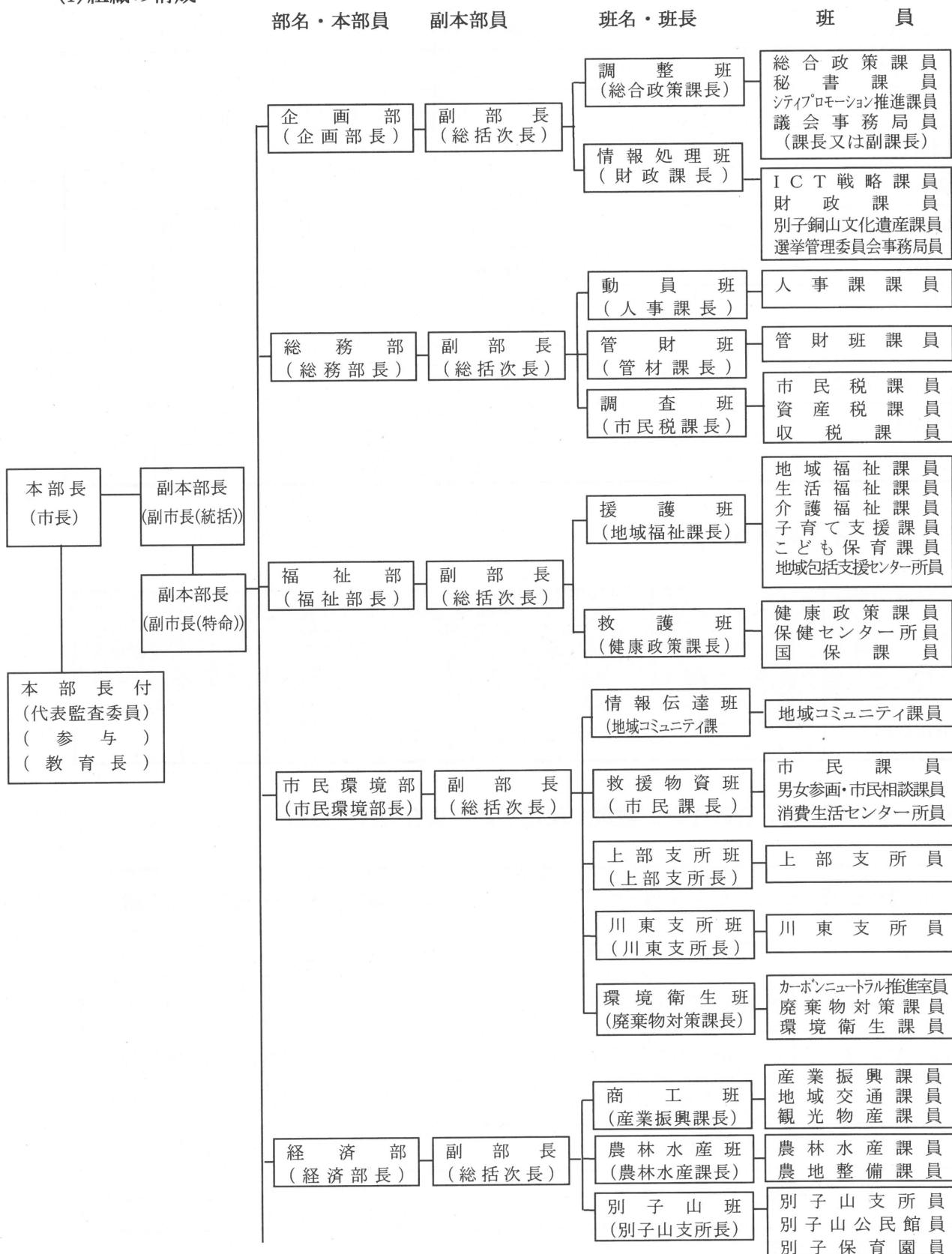
資料3-1 消防防災合同庁舎が被災し使用不能な場合の代替施設

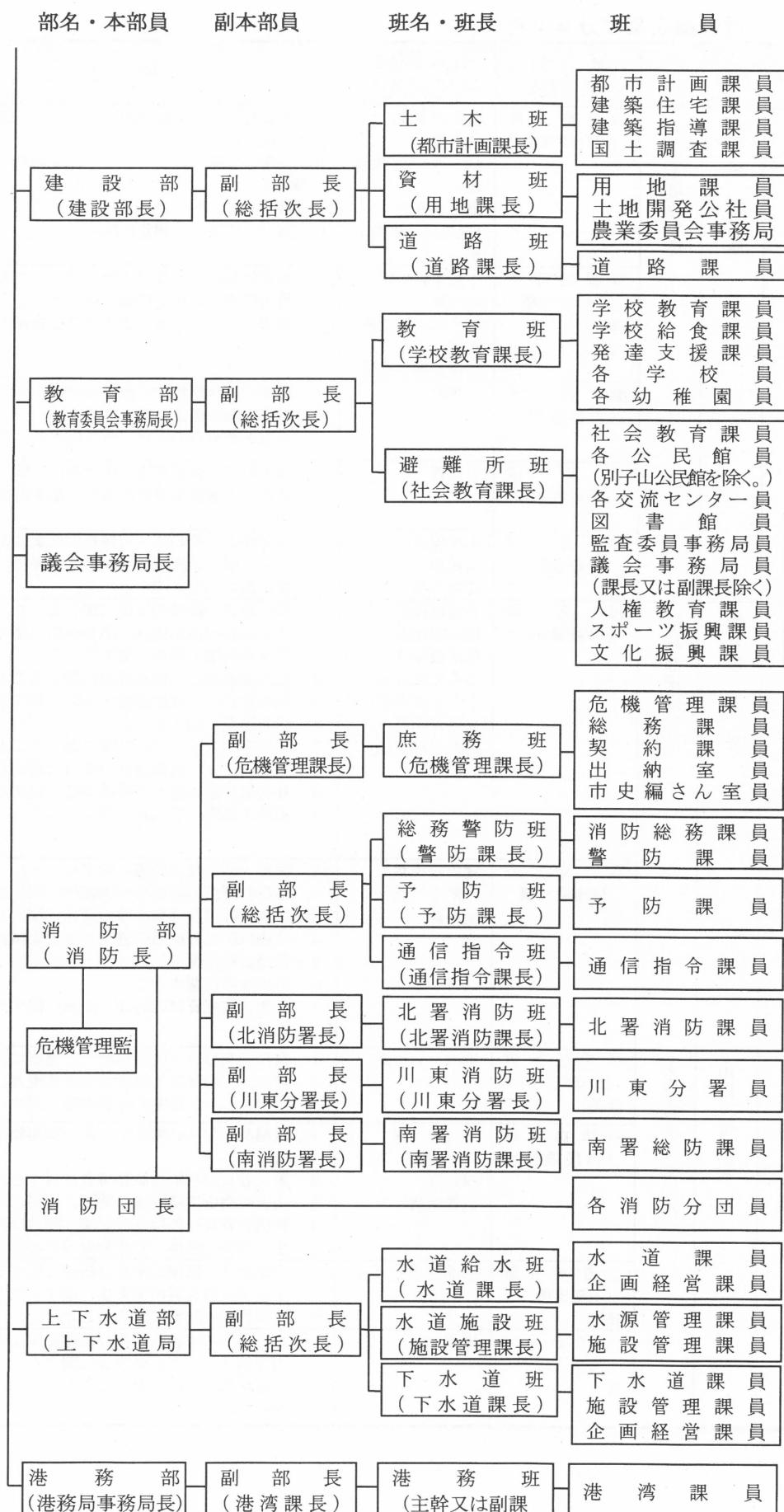
支所名	住所	電話番号	郵便番号
市庁舎	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1234	792-8585
市民文化センター	新居浜市繁本町 8-65	0897-33-2180 0897-33-2118	792-0023
総合福祉センター	新居浜市高木町 2-60	0897-35-2940	792-0031
上部支所	新居浜市喜光地町 1-5-9	0897-43-6101	792-0826
川東支所	新居浜市松神子 1-8-20	0897-46-1180	792-0881
別子山支所	新居浜市別子山甲 347-1	0897-64-2011 0897-64-2150	799-0650

優先順位は、表の上段から順番とする。

## 資料3－2 市対策本部の組織機構及び組織の機能

### (1)組織の構成





(2) 本部の編成及び分掌事務

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
企画部	企画部長	企画部総括次長	調整班 (総合政策課長)	総合政策課 秘書課 ティアモーション推進課 議会事務局 (課長又は副課長)	1 報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関する事。 2 本部長の特命に関する事。 3 災害の広報に関する事（自治会及び自主防災組織への伝達を除く）。 4 被災写真に関する事。 5 議会との連絡、調整に関する事。
			情報処理班 (ICT戦略課長)	I C T 戦略課 財政課 別子銅山文化遺産課 選挙管理委員会	1 災害情報の受付及び処理に関する事。 2 災害情報の整理・記録に関する事。 3 情報システムの被災調査及び応急復旧に関する事。
			動員班 (人事課長)	人事課	1 職員の非常招集その他勤務に関する事。 2 各部の動員要請に関する事。 3 災害派遣職員の受け入れに関する事。
			管財班 (管財課長)	管財課	1 市有財産の被害調査、応急復旧に関する事。 2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の施設に関する事。
福祉部	福祉部長	福祉部総括次長	援護班 (福祉課長)	介護福祉課 地域福祉課 生活福祉課 子育て支援課 こども保育課(市立保育園含む) 地域包括支援センター	1 要配慮者の総合的支援に関する事。 2 福祉施設の被害調査と応急復旧に関する事。 3 災害救助法の適用に関する事。 4 福祉避難所との連絡調整に関する事。 5 福祉施設の一時的避難所対応に関する事。 6 応急保育に関する事。 7 義援金の受領、分配計画に関する事。 8 ボランティア活動調整の協力に関する事。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 10 死体の検案、受入れに関する事。
			救護班 (健康政策課長)	健康政策課 保健センター 国保課	1 医療・助産及び救護に関する事。 2 医療救護班の編成及び救護所の開設に関する事。 3 医療資機材及び薬品等の調達に関する事。 4 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 5 保健活動に関する事。 6 防疫活動に関する事。 7 衛生、防疫資材の調達・配布に関する事。
			情報伝達班 (地域コミュニティ課長)	地域コミュニティ課	1 自治会及び自主防災組織への連絡に関する事。 2 被災地、避難所等付近の交通整理及び防犯対策に関する事。 3 ボランティア活動の総合調整に関する事。
市民環境部	市民環境部長	市民環境部総括次長	救援物資班 (市民課長)	市民課 男女参画・市民相談課 消費生活センター	1 食糧品・生活必需品その他の救援物資の調達、配給に関する事。 2 被災者及び救助活動従事者に対する給食に関する事。 3 災害時物資集積場所の開設、運用に関する事。 4 救援物資及び義援品の受領、配分計画に関する事。 5 生活物資の価格、需要動向等の調査及び対策に関する事。
			上部支所班 (上部支所長)	上部支所	1 上部地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 上部地区の災害活動支援に関する事。 3 救援物資の支援に関する事。
			川東支所班 (川東支所長)	川東支所	1 川東地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 川東地区的災害活動支援に関する事。 3 大島地区的連絡に関する事。 4 救援物資の支援に関する事。

			環境衛生班 (廃棄物対策課長)	カーボンニュートラル推進室 廃棄物対策課 環境衛生課	1 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 2 環境施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 防疫活動の実施に関する事。 4 災害ごみの収集及び処理に関する事。 5 廃棄物の総合的な処理調整に関する事。 6 し尿の収集及び処理に関する事。 7 へい死獣の処理に関する事。 8 犬、猫等愛がん動物の管理に関する事。 9 死体の埋葬、火葬に関する事。
経済部 長	経済部 総括次長	商工班 (産業振興課長)	産業振興課 地域交通課 観光物産課	農林水産課 農地整備課	1 商工業、観光施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 商工業関係の融資斡旋に関する事。
			農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課 農地整備課	1 農林水産業関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 農薬、肥料、飼料、その他資材等の斡旋に関する事。 3 災害農作物等の技術指導に関する事。 4 家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 5 漁港内の障害物の除去に関する事。 6 ため池の水位観測に関する事。 7 被災土地改良施設の技術指導に関する事。 8 農林水産関係の融資斡旋に関する事。 9 避難情報等に関する事。 10 土木工作技術指導に関する事。
		別子山班 (別子山支所長)	別子山支所 別子山公民館 別子保育園	別子山支所 別子山公民館 別子保育園	1 本部及び支所管内の連絡調整に関する事。 2 別子山地区の情報収集及び伝達に関する事。 3 別子山地区内の被害調査に関する事。 4 別子山地区内の避難所及び地区連絡所の開設・運営に関する事。 5 別子山地区内の救護に関する事。 6 資機材の調達に関する事。 7 避難情報等に関する事。 8 避難者の誘導及び収容に関する事。
建設部 長	建設部 総括次長	土木班 (都市計画課長)	都市計画課 建築住宅課 建築指導課	都市計画課 建築住宅課 建築指導課	1 急傾斜地等被害調査及び応急復旧に関する事。 2 都市公園等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 避難情報等に関する事。 5 宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援に関する事。 6 倒壊建物の解体及び除去に関する事。 7 応急仮設住宅の建設に関する事。 8 住宅の応急修理に関する事。 9 仮設住宅の入居及び運営管理に関する事。 10 災害時における土木技術者の確保及び技術指導に関する事。 11 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 12 被災宅地の危険度判定に関する事。 13 被災家屋の2次調査支援に関する事。 14 建設関係団体への協力要請に関する事。 15 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急安全確保措置の実施に関する事。
			資材班 (用地課長)	用地課 土地開発公社 農業委員会	1 土木応急復旧資機材の確保及び搬送に関する事。 2 応急公用負担に関する事。
		道路班 (道路課長)	道路課	道路課	1 道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関する事。 2 緊急輸送道路の確保に関する事。 3 道路の障害物の除去及び交通の確保に関する事。 4 道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関する事。 5 交通情報の収集に関する事。 6 路上放置車両等に対する措置に関する事。
教育部	教育委員会事務局 長	教育班 (学校教育課長)	学校教育課 学校給食課 (学校の調理員を含む。) 発達支援課 各学校 神郷幼稚園	学校教育課 学校給食課 (学校の調理員を含む。) 発達支援課 各学校 神郷幼稚園	1 学校施設の被害調査及び収容に関する事。 2 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関する事。 3 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関する事。 4 避難者への給食の協力に関する事。 5 応急教育に関する事。 6 学用品及び教科書の調達配分に関する事。 7 学校給食保全及び学校保健衛生に関する事。
		避難所班 (社会教育課長)	社会教育課 各公民館(別子山除く。)	社会教育課 各公民館(別子山除く。)	1 避難者の誘導及び収容に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 社会教育施設及び体育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。

			図書館 監査委員事務局 議会事務局 (課長又は副課長を除く。) 人権教育課 スポーツ振興課 文化振興課 適宜、他の班からの応援あり。	関すること。 4 社会教育団体等への協力要請に関すること。 5 文化財の被害状況及び応急復旧に関すること。 6 地域の情報活動に関すること。
消防部	消防本部總括次長	庶務班 (危機管理課長)	危機管理課 総務課 契約課 出納室 市史編さん室	1 本部会議に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 各部、各班の総合調整に関すること。 4 関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 5 避難情報等に関すること。 6 災害情報の保存に関すること。 7 県国民保護対策本部等との連絡調整に関すること。 8 行方不明者及び要捜索者名簿の作成に関すること。 9 被災地、避難所等付近の交通整理及び防犯対策に関すること。 10 知事及び他市町村長に対する応援要請に関すること。 11 自衛隊の国民保護等派遣要請及び受け入れに関すること。 12 緊急機材、日用品調達及び貸借に関すること。 13 防災行政無線の保守、復旧に関すること。 14 義援金の保管に関すること。 15 被災者支援事業の調整に関すること。 16 他の部の所管に属しないこと。 17 緊急防災資機材の確保、補給に関すること。 18 消防関係機関との連絡調整に関すること。 (新居浜建設業協同組合含む) 19 食料品に関すること。
		総務警防班 (警防課長)	消防総務課 警防課	1 消防施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 消防職員の招集に関すること。 3 消防団との連絡に関すること。 4 消防応援要請に関すること。 5 臨時ヘリポートの開設に関すること。 6 避難情報等に関すること。
		予防班 (予防課長)	予防課	1 災害情報受付及び現場情報収集に関すること。 2 災害予防及び消防広報に関すること。 3 被害調査報告に関すること。 4 危険物施設に関すること。 5 災害広報の応援に関すること。
		通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	1 災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。 2 災害通信に関すること。 3 消防通信施設等の保守、復旧に関すること。
		北署消防班 (北署消防課長)	北署消防課	(各消防班共通) 1 消防及び水防活動に関すること。 2 救急及び被災者の救助に関すること。 3 行方不明者及び死体の捜索、収容に関すること。 4 危険個所の警戒巡回に関すること。 5 警戒区域の設定に関すること。 6 避難指示及び避難者の誘導に関すること。 7 現地調査及び災害対応に関すること。 8 災害広報の応援に関すること。 9 避難道路の確保に関すること。
		川東分署長	川東消防班 (川東分署長)	川東分署
		南署消防班 (南署消防課長)	南署消防課	
		消防団長	副団長 各地区	各消防団

上下水道部	上下水道局長	上下水道局次長	水道給水班 (水道課長)	水道課 企画経営課 (総務係、契約係、業務係)	1 飲料水確保及び応急給水に関する事。 2 給配水施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 水道無線施設の保守、復旧に関する事。 4 災害広報の応援に関する事。 5 土木工作技術指導に関する事。
			水道施設班 (施設管理課長)	水源管理課 施設管理課 (水源担当)	1 水源施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 工業用水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 上水道の衛生維持に関する事。
			下水道班 (下水道課長)	下水道課 施設管理課 (下水担当) 企画経営課 (水道経営係・ 下水道経営係)	1 河川、下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 排水処理に関する事。 3 排水ポンプ施設の運転管理に関する事。 4 河川内の流木等障害物の除去に関する事。 5 避難情報等に関する事。 6 水位観測に関する事。 7 土木工作技術指導に関する事。
港務部	港務局事務局長	港湾課長	港務班 (港湾課主幹 又は副課長)	港湾課	1 海岸、港湾の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 潮位の観測に関する事。 3 海難事故の連絡及び停泊避難に関する事。 4 海上輸送に関する事。 5 港湾内の障害物の除去に関する事。 6 避難情報等に関する事。 7 土木工作技術指導に関する事。

(注) 相互の応援体制について

- 1 部内の応援体制については、各部長が調整する。
- 2 部内の応援態勢で不足する場合は、副本部長が部外の応援を指示する。  
ただし、本部長の指示により、組織の編成替を命じることができる。

## 共通事務

各部に共通する事務	各部庶務 担当課	1 部の庶務に関する事。 2 本部、他部及び部内各班との連絡調整に関する事。 3 部内職員の動員、配備に関する事。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに 関すること。 5 所管施設の災害予防(避難を含む。)及び災害復旧対策の取りまとめに 関すること。 6 関係機関との連絡調整に関する事。
各課に共通する事務		1 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関する事。 2 所管施設の災害予防(避難を含む。)及び災害復旧対策に関する事。 3 他の班の応援に関する事。

(出典:新居浜市地域防災計画)

資料3-3 関係報道機関一覧

【市内報道機関一覧】

名 称	連 絡 先	F A X
愛媛朝日テレビ 新居浜支局	0897-32-4600	0897-32-4601
テレビ愛媛 東予支局	0897-34-0600	0897-34-0820
N H K 新居浜報道室	0897-33-2131	0897-32-9142
南海放送 東予支局	0897-37-3960	0897-37-3961
あいテレビ 新居浜支局	0897-37-0522	0897-37-0549
ハートネットワーク	0897-32-7777	0897-32-6789
朝日新聞 新居浜支局	0897-33-2237	0897-32-3344
毎日新聞 新居浜通信部	0897-32-2033 (松山支局へ転送)	0897-32-6716 (松山支局へ転送)
愛媛新聞 東予支社・新居浜	0897-37-2341	0897-37-3521
読売新聞 新居浜通信部	0897-32-3295	0897-35-1895

## 資料3－4 避難実施要領（一例）

### 弾道ミサイル攻撃の場合

#### 避難実施要領（一例）

新居浜市長

〇月〇日〇時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難誘導の方法

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、新居浜市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気よりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

ウ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

エ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下室等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。

オ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意する。

カ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安署等に連絡するよう周知する。

キ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。

#### 3 その他の留意点

ア 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要支援者の「個別避難計画」を活用してあらかじめ説明を行っておく。

イ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力を願いとする。

#### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

## グリラ・特殊部隊による攻撃の場合（比較的時間的な余裕がある場合）

### 避難実施要領（一例）

新居浜市長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

県対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、○○市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。  
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

新居浜市は、○○、○○地区住民約500名を本日○○時を目途に各地区の一時避難施設である○○、○○公民館に集合させた後、本日○○時以降、市車両及び民間大型バスにより、○○市・○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に支援を必要とする者等特別な事情がある者とその支援者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安署、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変化し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

##### (2) 市の体制、職員派遣

###### ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

###### イ 市職員の現地派遣

市職員各○名を、○○、○○公民館、避難先の○○市・○○小学校に派遣する。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

###### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や体調不良者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

###### エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。市対策本部は、現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は隨時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

##### (3) 輸送手段

###### ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

###### (ア) ○○地区

約300名、○○公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

###### (イ) ○○地区

約200名、○○公民館、○○バス×大型バス4台

###### (ウ) その他

###### イ 輸送開始時期・場所

○○日○○時○○分 ○○、○○公民館

###### ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

#### (4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、〇〇、〇〇地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防分団長、警察署長等に住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要援護者の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、隣近所同士で相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、個別避難計画を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

#### (5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者は、徒歩により行うこととし、車両を使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 要配慮者利用施設の避難  
市は、要配慮者利用施設（学校を除く。）への避難が適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、避難確保計画の活用のほか、次の対応を行う。
  - （ア）〇〇病院の入院患者〇名は、〇〇病院の車両又は、救急車を利用して避難を実施する。
  - （イ）△△福祉施設入居者〇〇名の避難は〇〇施設の車両又は市社会福祉協議会等が対応する。
  - （ウ）その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

#### (6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。
- イ 避難誘導は、〇〇時までに終了するよう活動を行う。

#### (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市職員及び消防職員は、誘導に当たっては、次の点に留意すること。
- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 市の誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めるこ。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するよう呼びかける。

#### (8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品などの非常持ち出し品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まりを確実に行いうよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市職員・消防職員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

#### (9) 安全の確保

誘導を行う市職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

また、現地調整所において、関係機関相互の情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やN B C等により汚染された地域での活動は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

### 3 各部の役割

別に示す。

### 4 連絡・調整先

(1) バスの運行は、県○○課及び県警察と調整して行う。

(2) バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。

(3) 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

(4) 市対策本部設置場所：防災センター消防防災合同庁舎5階

(5) 現地調整所設置場所：○○

### 5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、○○市○○小学校及び○○公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び○○市(町)の支援を受ける。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難）

### 避難実施要領（一例）

新居浜市長  
○月○日○時現在

#### （1）事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある（○○日○時現在）。

#### （2）避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、広報車等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安署及び自衛隊と連絡調整のうえ、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

#### （3）避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

○○時現在○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。自力歩行困難者は、・・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

#### （4）死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬送する。

N B C 攻撃による死傷の場合には○○地点の救護所及び○○病院に誘導し、又は搬送する。

この場合は、防護用の資機材を有する専門的な機関の職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるD M A T（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

#### （5）安全の確保

誘導を行う市職員に対しては、二次被害を生じさせることがないよう、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やN B C 等により汚染された地域での活動は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（都市部における化学剤を用いた攻撃の場合）

### 避難実施要領（一例）

新居浜市長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇一丁目及び二丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇一丁目～五丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。  
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

#### 2 避難誘導の方法

##### （1）避難誘導の全般的方針

新居浜市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇一丁目～五丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、広報車等により避難の方法を呼びかけるとともに、N B C防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。

また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

##### （2）市における体制、職員派遣

###### ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

###### イ 市職員の現地派遣

市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。

また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

###### ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

##### （3）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防分団長、警察署長等に、住民への電話・F A X等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

##### （4）避難所の開設等

ア 〇〇公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるN B Cへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。

また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受け入れの調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

市職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。  
特に、化学剤の汚染が懸念される場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

3 各部の役割  
別に示す。

4 連絡・調整先

- (1) 市対策本部設置場所： 消防防災合同庁舎 5階
- (2) 現地調整所設置場所： ○○

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合）

### 避難実施要領（一例）

新居浜市長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

武装工作員が侵入したとの情報がある〇〇石油コンビナートについては、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設から有毒ガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、対策本部長は、警報を発令し、〇〇石油コンビナート周辺の〇〇一丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇二丁目～六丁目）を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

現時点では、予防的な避難であり、攻撃の影響が予想される〇〇一丁目の地域の住民については、可能な限り、地域外に移動するとともに、必要に応じて、市長は、別途屋内退避を指示する。

#### 2 避難誘導の方法

##### （1）避難誘導の全般的方針

新居浜市は、要避難地域の住民200名について、特に〇〇コンビナート周辺の地域（〇〇一丁目）については、直ちに現場を離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇二丁目～六丁目の住民については、屋内への避難を行うよう周知徹底をする。

##### （2）市における体制、職員派遣

###### ア 市対策本部の設置

市長を長とする市対策本部を設置する。

###### イ 職員の現地派遣

職員〇名を〇〇石油コンビナート周辺に派遣し、現地での調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安署及び自衛隊と共に、現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集にあたらせる。

##### （3）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、広報車等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達するほか関係消防本部等の協力を得て広報車、放送設備、サイレン等により速やかに伝達する。

イ 上記と併用し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防分団長、警察署長等に住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道機関に対して、避難実施要領の内容を提供する。

##### （4）避難所の開設等

（略）

##### （5）誘導に際しての留意点や職員の心得

（略）

##### （6）住民に周知する留意事項

（略）

#### 3 各部の役割

別に示す。

#### 4 連絡・調整先

（略）

## 着上陸侵攻の場合（離島からの避難の場合）

### 避難実施要領（一例）

新居浜市長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、大島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、新居浜市大島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・・。

（対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）

知事は、別添の避難の指示を行ったところである（避難の指示を添付）。

#### 2 避難誘導の方法

##### （1）避難誘導の全般的方針

新居浜市は、大島全域の避難住民約〇〇〇名について、〇〇日〇時を目途に運送を開始する。

島外への避難住民の運送は、大島港から、渡海船の他〇〇汽船のフェリー〇隻、〇〇輸送のフェリー〇隻をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安庁の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。

また、住民を徒歩により大島港に集合させるものとし、車両の使用は、特別な事情がある場合以外は認めない。

避難先は、当面の間は、〇〇公民館及び〇〇体育館とする。

##### （2）事前準備の呼びかけ

全住民に対して、電話・FAXや連絡網（回覧）により、避難のための準備を行うことを呼びかける。その際、広報車等を活用して、周知する。

市職員は、担当地域を分割して、各自治会単位での避難者リストを、自治会長や消防分団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難については、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

避難行動要支援者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、避難行動要支援者支援班を設けて、避難の支援を行う。

##### （3）避難所までの避難

避難所までの車両の使用は、避難に支援を必要とする者等特別な事情がある者とその支援者に限定する。

また、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努め、避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認し、避難していない者に避難するよう促す。

##### （4）港湾における対応

港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。

また、各種の問い合わせの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて乗船させるとともに、必要に応じて食料や飲料水を配給する。

##### （5）避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇公民館、〇〇体育館までの搬送手段の調整を行う。

資料3－5 安否情報照会書（安否情報省令第3条に規定する様式第4号）

【様式第4号】

安否情報照会書

		年      月      日	
新居浜市長 殿			
申 請 者 <u>住 所 (居所)</u>			
氏 名 _____			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由（○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）		① 被紹介者の親族又は同居者であるため。 ② 被紹介者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ( )	
備 考			
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名		
	フ リ ガ ナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 稽 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ( )
	その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認			
※ 備 考			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - ※印の欄には記入しないこと。

(出典:安否情報省令)

資料3－6 安否情報回答書（安否情報省令第4条に規定する様式第5号）

【様式第5号】

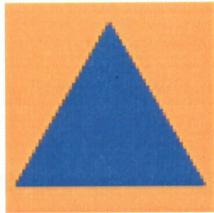
安否情報回答書

殿	年      月      日	
新居浜市長		
年      月      日付けで照会があつた安否情報について、下記の通り回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏      名	
	フ      リ      ガ      ナ	
	出生の年月日	
	男      女      の      別	
	住      所	
	国      籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
	現      在      の      居      所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。  
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病的状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。  
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(出典:安否情報省令)

### 資料3－7 特殊標章

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		
帽章	帽子（ヘルメット含む）の前部中央に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		※一連の登録番号を表面右下すみに付ける。 (例：新居浜市1)

### 資料3－7－ア 様式第1号（第4条関係）特殊標章等の交付をした者に関する台帳

## 第1号様式（第4条関係）

## 特殊標章等の交付をした者に関する台帳

資料3-7-イ 様式第3号（第4条関係）特殊標章に係る交付申請書

第2号様式(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

(あて先)新居浜市長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名 (漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
----------------------	-------------------

申請者の連絡先 住所(〒 ) 電話番号 Eメール	写 真 縦4cm× 横3cm
-----------------------------------	----------------------

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長(cm) 頭髪の色 眼の色 血液型 (Rh因子 )
--

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等（標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）
---

(許可権者使用欄) 資格 証明書番号 交付等の年月日 有効期間の満了日 返納日
--

資料3－7－ウ 様式第3号（第9条関係）特殊標章再交付申請書

第3号様式(第9条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日

(あて先)新居浜市長

住 所

申請者 (電話)

氏 名

印

1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号

2 紛失(破損等)年月日

3 紛失の状況(破損等の理由)

4 その他必要な事項

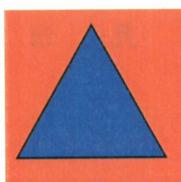
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

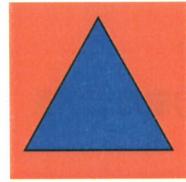
## 資料3-7-エ 様式第4号（第10条関係）身分証明書

第4号様式（第10条関係）

表面



新居浜市長



身分証明書  
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用  
for civil defence personnel

氏名／Name .....  
生年月日／Date of birth .....

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

-----  
交付等の年月日／Date of issue ..... 証明書番号／No. of card .....  
許可権者の署名／Signature of issuing authority

有効期間の満了日／Date of expiry .....

日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

裏面

身長／Height.....	眼の色／Eyes.....	頭髪の色／Hair.....
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information : 血液型／Blood type .....		
<p style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

資料3-7-オ 様式第5号（第12条関係）身分証明書再交付申請書

第5号様式(第12条関係)

身分証明書再交付申請書

年 月 日

(あて先)新居浜市長

住所  
申請者 (電話)  
氏名

(印)

1 旧身分証明書番号

2 理由

3 その他必要な事項

※ 受付欄	※経過欄

備考1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。

2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。

3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

# 新居浜市国民保護協議会条例

平成18年6月30日 条例第26号

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、新居浜市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

## (部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**新居浜市国民保護協議会委員**

新居浜市国民保護協議会会长 新居浜市長

区分	団体名・所属	職
第1号	新居浜海上保安署	署長
第2号	陸上自衛隊 中部方面特科隊	第1中隊長
第3号	新居浜警察署	署長
	愛媛県東予地方局地域産業振興部	部長
	愛媛県東予地方局健康福祉環境部	部長
	愛媛県東予地方局建設部	部長
第4号	新居浜市	副市長
	新居浜市	副市長
第5号	新居浜市教育委員会	教育長
	新居浜市消防本部	消防長
第6号	新居浜市	危機管理監
	新居浜市企画部	部長
	新居浜市総務部	部長
	新居浜市福祉部	部長
	新居浜市市民環境部	部長
	新居浜市経済部	部長
	新居浜市建設部	部長
	新居浜市上下水道局	局長
第7号	新居浜港務局	事務局長
	四国旅客鉄道株式会社新居浜駅	駅長
	株式会社NTTフィールドテクノ愛媛設備部 フィールドサービスセンタ 新居浜ユニット	ユニット長
	日本通運株式会社四国支店新居浜営業課	営業課長
	四国電力送配電株式会社新居浜支社	支社長
第8号	新居浜市消防団	団長
	新居浜市医師会	代表
	新居浜地区共同防災協議会	代表
	新居浜市連合自治会	代表
	新居浜市女性連合協議会	代表
	新居浜市婦人防火クラブ運営協議会	代表
	新居浜市ボランティア連絡協議会	代表